

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

①本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(13)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間(以下「対距離制区間」という。)は、高速国道のうち、口の区間料金制を適用する区間(以下「区間料金制区間」という。)以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	恵那山 特別区間	飛騨 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24	108.24

ただし、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)については、平成26年4月1日から令和16年3月31日まで、上表の恵那山特別区間及び飛騨特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「6会社」という。)が公告したETCシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は6会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードを、「ETCコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により(2)②に定める割引の適用に関する契約(以下「コーポレート契約」という。)を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器で利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう(以下同じ。))。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。))。

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」、「恵那山特別区間」及び「飛騨特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。))。

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。))。

(注4) 上表において「恵那山特別区間」とあるのは、中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間を、「飛騨特別区間」とあるのは、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。))。

- B 普通区間のうち、中央自動車道西宮線の土岐ジャンクションから小牧ジャンクションまで及び小牧インターチェンジから養老ジャンクションまで、第一東海自動車道の豊田ジャンクションから小牧インターチェンジまで、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから美濃関ジャンクションまで並びに近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ジャンクションから四日市ジャンクションまでの区間の利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

車種 \ 区間	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

- C １００キロメートルを超える区間の利用に対しては、１００キロメートルを超え、２００キロメートルまでの部分について２５パーセント、２００キロメートルを超える部分について３０パーセントの割引を行う。ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、１００キロメートルを超え２００キロメートルまでの部分について２５パーセント、２００キロメートルを超え４００キロメートルまでの部分について３０パーセント、４００キロメートルを超え６００キロメートルまでの部分について４０パーセント、６００キロメートルを超え８００キロメートルまでの部分について４５パーセント、８００キロメートルを超える部分について５０パーセントの割引を行う。

- ロ) 利用１回に対して課する固定額部分

利用１回に対して課する料金の額は、１５０円とする。

- (ハ) 適用方法

- イ) キロ程

- A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添３のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

- B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道３０２号（伊勢湾岸道路）（以下「伊勢湾岸道路」という。）、一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。）（以下「首都圏中央連絡自動車道」という。）又は一般国道４７５号（東海環状自動車道）（豊田市から四日市市まで）（以下「東海環状自動車道」という。）が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間的高速国道のキロ程を通算したものとする。

- C 周回走行が可能な区間（以下「ループ」という。）を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとする。

- ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

A中日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
１００以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
１００を超え、２００以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
２００を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

B中日本高速道路株式会社が別に定める期間

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$L R + L' n R' n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L + L' n}) (L R + L' n R' n) + 150$
200を超え、400以下の場合	$(0.7 + \frac{35}{L + L' n}) (L R + L' n R' n) + 150$
400を超え、600以下の場合	$(0.6 + \frac{75}{L + L' n}) (L R + L' n R' n) + 150$
600を超え、800以下の場合	$(0.55 + \frac{105}{L + L' n}) (L R + L' n R' n) + 150$
800を超える場合	$(0.5 + \frac{145}{L + L' n}) (L R + L' n R' n) + 150$

(注) 上表においてL、L' n、R及びR' nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：(ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L' n：大都市近郊区間(n1)、恵那山特別区間(n2)、飛騨特別区間(n3)又は(ロ)イ) Bに定める区間(n4)のキロ程(単位：キロメートル)

R：(ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R' n：大都市近郊区間(n1)、恵那山特別区間(n2)、飛騨特別区間(n3)又は(ロ)イ) Bに定める区間(n4)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

ハ) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税(以下「消費税」という。)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ)に定める方法により算出した額に、消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値(以下「消費税率」という。)を乗じた額(以下「対距離制区間の消費税率を乗じた額」という。)を四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金の額の特例

A 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間(別添4の(B)に掲げる額(単位：円)に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。)の料金の額は、イ)からハ)までの規定にかかわらず、別添4の(B)に掲げる額(単位：円)に、消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。この措置による額が、当該車種に比して普通区間の1キロメートル当たりの料金の額が小さい車種(以下「下位車種」という。)の同一区間における料金の額を下回る場合は、下位車種の料金の額をこの措置による額と同額とする。

B 中央自動車道富士吉田線のうち高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合の料金算出方法の特例

(A) ETC車の場合

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、中央自動車道富士吉田線のうち高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ)からハ)の規定にかかわらず、イ)により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ)からニ)Aに定める方法により算出した額と次表の額(単位：円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額との合算額とする。この措置による額が、イ)からハ)に基づく料金の額を上回る場合は、この措置は適用しない。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	472.222	574.074	666.667	953.704	1,574.074

ただし、当該区間の一部又は全部、次表の a に掲げる道路及び b に掲げる道路を連続して通行する場合、この措置は適用しない。

なお、ただし書きにおいて、c に掲げる道路の各インターチェンジを流出し、中日本高速道路株式会社が別に定める時間内に d に掲げる道路の各インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

a
中央自動車道富士吉田線の東名ジャンクションから中央ジャンクションまで、東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の大泉インターチェンジから川口ジャンクションまで、関越自動車道新潟線の中央ジャンクションから大泉インターチェンジまで、常磐自動車道の川口ジャンクションから三郷インターチェンジまで及び東関東自動車道水戸線の三郷インターチェンジから高谷ジャンクションまでの区間（以下「東京外環自動車道」という。）
首都高速道路株式会社が管理する道路

b
中央自動車道富士吉田線（東名ジャンクションから中央ジャンクションまでの区間を除く。）
第一東海自動車道（東京インターチェンジから東名ジャンクションまでの区間を除く。）
東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線（大泉インターチェンジから川口ジャンクションまでの区間を除く。）
東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線（中央ジャンクションから大泉インターチェンジまでの区間を除く。）
東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道（川口ジャンクションから三郷インターチェンジまでの区間を除く。）
東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線（三郷インターチェンジから高谷ジャンクションまでの区間を除く。）
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道 4 号（東埼玉道路）（以下「東埼玉道路」という。）
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道 1 号及び 1 6 号（横浜新道）
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道 1 4 号及び 1 6 号（京葉道路）（以下「京葉道路」という。）（篠崎インターチェンジから京葉ジャンクションまでの区間を除く。）
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道 1 6 号及び 4 6 8 号（横浜横須賀道路）（以下「横浜横須賀道路」という。）
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道 4 0 9 号及び 4 6 8 号（東京湾横断・木更津東金道路）（以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。）
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道 4 6 6 号（第三京浜道路）

c
中央自動車道富士吉田線のうち高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間
第一東海自動車道の東京インターチェンジ
東日本高速道路株式会社が管理する道路
首都高速道路株式会社が管理する道路
d
中日本高速道路株式会社が管理する道路（中央自動車道富士吉田線のうち高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間の各インターチェンジを流出する場合においては、当該区間の各インターチェンジを除く。）
東日本高速道路株式会社が管理する道路
首都高速道路株式会社が管理する道路

（Ｂ）ＥＴＣ車以外の自動車の場合

イ）からハ）の規定にかかわらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	759.293	911.616	1,063.939	1,406.666	2,244.444

ロ 区間料金制区間の料金の額

区間料金制区間は、東京外環自動車道並びに近畿自動車道名古屋亀山線（名古屋西ジャンクションから名古屋南ジャンクションまで及び名古屋インターチェンジから上社ジャンクションまでの区間）及び近畿自動車道伊勢線（飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの区間）（以下「名古屋環状2号線」という。）とし、各区間の1回の通行に係る料金の額は、次の（イ）及び（ロ）のとおりとする。

（イ）東京外環自動車道の各区間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

外回り（各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合（東京外環自動車道の新倉PAで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東名ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
中央ジャンクション・東八道路	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
青梅街道	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
大泉	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008

内回り（各入口インターチェンジから東名ジャンクション方面へ通行する場合（新倉PAで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
京葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川中央	—	—	—	—	—
市川北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
北千葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
松戸	—	—	—	—	—
三郷南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
三郷	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加八潮ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	655.937	784.680	911.616	1,197.222	1,895.370
和光	606.344	722.688	837.226	1,094.935	1,724.892
大泉	530.772	628.224	723.869	939.070	1,465.116
青梅街道	—	—	—	—	—
中央ジャンクション・東八道路	301.142	338.928	376.714	461.731	669.552

ただし、ETC車の各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次のイ）又はロ）に掲げる額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

イ) 東京外環自動車道の新倉PAで転回しない場合

軽自動車等

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口ジャンクション	川口東	草加	草加八潮ジャンクション	三郷	三郷南	松戸	北千歳ジャンクション	市川北	市川中央	京葉ジャンクション	市川南	高谷ジャンクション
車名ジャンクション	301.142	-	530.772	606.344	655.937	705.531	726.785	-	-	762.209	-	762.209	-	873.204	967.668	990.730	990.730	-	990.730	990.730	-	990.730	990.730	990.730

普通車

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口ジャンクション	川口東	草加	草加八潮ジャンクション	三郷	三郷南	松戸	北千歳ジャンクション	市川北	市川中央	京葉ジャンクション	市川南	高谷ジャンクション
車名ジャンクション	338.928	-	628.224	722.688	784.680	846.672	873.240	-	-	950.446	-	950.446	-	1,089.190	1,200.912	1,200.912	1,200.912	-	1,200.912	1,200.912	-	1,200.912	1,200.912	1,200.912

中型車

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口ジャンクション	川口東	草加	草加八潮ジャンクション	三郷	三郷南	松戸	北千歳ジャンクション	市川北	市川中央	京葉ジャンクション	市川南	高谷ジャンクション
車名ジャンクション	376.714	-	723.869	837.226	911.616	986.006	1,017.888	-	-	1,147.943	-	1,147.943	-	1,314.436	1,411.094	1,411.094	1,411.094	-	1,411.094	1,411.094	-	1,411.094	1,411.094	1,411.094

大型車

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口ジャンクション	川口東	草加	草加八潮ジャンクション	三郷	三郷南	松戸	北千歳ジャンクション	市川北	市川中央	京葉ジャンクション	市川南	高谷ジャンクション
車名ジャンクション	461.731	-	939.070	1,094.935	1,197.222	1,299.509	1,343.346	-	-	1,594.626	-	1,594.626	-	1,823.553	1,884.005	1,884.005	1,884.005	-	1,884.005	1,884.005	-	1,884.005	1,884.005	1,884.005

特大車

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口ジャンクション	川口東	草加	草加八潮ジャンクション	三郷	三郷南	松戸	北千歳ジャンクション	市川北	市川中央	京葉ジャンクション	市川南	高谷ジャンクション
車名ジャンクション	669.552	-	1,465.116	1,724.892	1,895.370	2,065.848	2,138.910	-	-	2,509.560	-	2,509.560	-	2,891.106	3,040.008	3,040.008	3,040.008	-	3,040.008	3,040.008	-	3,040.008	3,040.008	3,040.008

ロ) 東京外環自動車道の新倉PAで転回する場合

軽自動車等

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光
東名ジャンクション	990.730	865.565	773.462	697.891

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	東名ジャンクション
	990.730

普通車

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光
東名ジャンクション	1,200.912	1,044.456	929.328	834.864

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	東名ジャンクション
	1,200.912

中型車

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光
東名ジャンクション	1,411.094	1,223.347	1,085.194	971.837

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	東名ジャンクション
	1,411.094

大型車

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光
東名ジャンクション	1,884.005	1,625.852	1,435.891	1,280.026

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	東名ジャンクション
	1,884.005

特大車

	中央ジャンクション・東八道路	青梅街道	大泉	和光
東名ジャンクション	3,040.008	2,609.754	2,293.152	2,033.376

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	東名ジャンクション
	3,040.008

(ロ) 名古屋環状2号線の各区間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

A ETC車以外の自動車の場合

外回り（飛島ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合）

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
飛島ジャンクション	859.091	995.455	1,140.910	1,568.182	2,422.728
飛島北インターチェンジ	859.091	995.455	1,140.910	1,568.182	2,422.728
南陽インターチェンジ	777.273	950.000	1,122.728	1,540.910	2,377.273
富田インターチェンジ	713.637	868.182	1,031.819	1,413.637	2,159.091
名古屋西ジャンクション	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
大治南インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
甚目寺南インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
清洲西インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
清洲ジャンクション	631.819	786.364	968.182	1,286.364	1,968.182
清洲東第一インターチェンジ	613.637	768.182	950.000	1,259.091	1,913.637
山田西インターチェンジ	559.091	704.546	868.182	1,150.000	1,740.910
楠ジャンクション	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
楠インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
勝川第一インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
小幡インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,131.819	1,713.637
引山インターチェンジ	550.000	650.000	750.000	977.273	1,531.819
本郷インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
名古屋インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
上社南インターチェンジ	495.455	586.364	677.273	868.182	1,359.091
高針ジャンクション	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
植田第一インターチェンジ	404.546	468.182	531.819	677.273	1,040.910
鳴海第一インターチェンジ	295.455	340.910	377.273	459.091	677.273
有松第一インターチェンジ	204.546	231.819	286.364	377.273	568.182

内回り（名古屋南ジャンクション方面から飛島ジャンクション方面へ通行する場合）

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋南ジャンクション	859.091	995.455	1,140.910	1,568.182	2,422.728
有松第二インターチェンジ	831.819	995.455	1,140.910	1,568.182	2,422.728
鳴海第二インターチェンジ	740.910	895.455	1,059.091	1,459.091	2,231.819
植田第二インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
高針ジャンクション	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
名古屋インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
本郷インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
上社インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
大森インターチェンジ	677.273	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
松河戸インターチェンジ	604.546	750.000	931.819	1,240.910	1,886.364
勝川インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
楠ジャンクション	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
山田西インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
平田インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
清洲ジャンクション	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
清洲東インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
甚目寺北インターチェンジ	540.910	640.910	740.910	968.182	1,513.637
大治北インターチェンジ	486.364	577.273	659.091	859.091	1,331.819
名古屋西ジャンクション	431.819	504.546	577.273	740.910	1,131.819
千音寺南インターチェンジ	413.637	477.273	550.000	695.455	1,059.091
富田インターチェンジ	350.000	395.455	450.000	559.091	831.819
南陽インターチェンジ	286.364	313.637	350.000	431.819	613.637
飛島北インターチェンジ	204.546	231.819	286.364	377.273	568.182

軽自動車等

[illegible]

普通車

[illegible]

中型車

[illegible]

大型車

[illegible]

特大車

[illegible]

内回り（名古屋南ジャンクションから飛島ジャンクション方面へ通行する場合）
軽自動車等

[illegible]

普通車

[illegible]

中型車

[illegible]

大型車

[illegible]

特大車

[illegible]

②本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中（14）から（20）までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ 一般国道1号（新湘南バイパス）（以下「新湘南バイパス」という。）及び首都圏中央連絡自動車道

（イ）新湘南バイパスの各区間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。ただし、ETC車は除く。

区間 \ 車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
藤沢～茅ヶ崎中央	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
藤沢～茅ヶ崎ジャンクション	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
藤沢～茅ヶ崎西	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
茅ヶ崎中央～茅ヶ崎西	74.074	92.593	111.111	138.889	240.741
茅ヶ崎ジャンクション～茅ヶ崎西	74.074	92.593	111.111	138.889	240.741
茅ヶ崎西～茅ヶ崎海岸	74.074	92.593	111.111	138.889	240.741
茅ヶ崎西～大磯	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136
平塚～大磯	272.803	282.408	319.445	403.282	572.136

（注）供用されていない区間の料金の額については、供用開始の日から適用する。

（ロ）首都圏中央連絡自動車道における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

ただし、首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションと各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額はETC車以外の自動車に限り適用する。

特火車

			海老名市 ジャンクション
		東田宮	227,304
	東田宮	375,000	497,040
東田宮 ジャンクション	-	564,016	641,322

[illegible]

輕自動車等

[illegible]

普通車

[illegible]

中盤車

[illegible]

大型車

[illegible]

特火車

[illegible]

(注1) 上記のうち、あきる野インターチェンジから不要津ジャンクションまでの区間については、東日本高速道路株式会社(東日本高速道路)の事業に係る区間である。

(注2) 供用されていない区間の料金の額については、当該区間に係る供用開始の日から適用する。

(ハ) 新湘南バイパス及び首都圏中央連絡自動車道（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。ただし、ＥＴＣ車に限る。

軽自動車等

							寒川南	寒川北	海老名南 ジャンクション
						藤沢	—	397. 968	314. 093
					茅ヶ崎中央	272. 803	—	—	—
				茅ヶ崎 ジャンクション	—	—	—	—	—
			茅ヶ崎西	—	74. 074	272. 803	—	208. 334	227. 894
		茅ヶ崎海岸	—	—	148. 148	342. 593	—	282. 408	251. 510
	平塚	—	—	—	—	—	—	—	—
大磯	272. 803	—	—	—	342. 593	537. 037	—	443. 626	359. 750

普通車

							寒川南	寒川北	海老名南 ジャンクション
						藤沢	—	459. 960	392. 616
					茅ヶ崎中央	282. 408	—	—	—
				茅ヶ崎 ジャンクション	—	—	—	—	—
			茅ヶ崎西	—	92. 593	282. 408	—	328. 704	284. 868
		茅ヶ崎海岸	—	—	180. 556	375. 000	—	381. 732	314. 388
	平塚	—	—	—	—	—	—	—	—
大磯	282. 408	—	—	—	375. 000	569. 445	—	517. 032	449. 688

中型車

							寒川南	寒川北	海老名南 ジャンクション					
							藤沢	—	521. 952	471. 139				
							茅ヶ崎中央	319. 445	—	—				
							茅ヶ崎 ジャンクション	—	—	—				
							茅ヶ崎西	—	111. 111	319. 445	—	347. 223	341. 842	
							茅ヶ崎海岸	—	—	217. 593	430. 556	—	428. 078	377. 266
							平塚	—	—	—	—	—	—	—
大磯	319. 445	—	—	—	—	430. 556	643. 519	—	590. 438	539. 626				

大型車

							寒川南	寒川北	海老名南 ジャンクション					
							藤沢	—	661. 434	647. 816				
							茅ヶ崎中央	403. 282	—	—	—			
							茅ヶ崎 ジャンクション	—	—	—	—			
							茅ヶ崎西	—	138. 889	403. 282	—	467. 593	470. 032	
							茅ヶ崎海岸	—	—	277. 272	540. 909	—	532. 358	518. 740
							平塚	—	—	—	—	—	—	—
大磯	403. 282	—	—	—	—	546. 296	814. 815	—	755. 603	741. 985				

特大車

							寒川南	寒川北	海老名南 ジャンクション					
							藤沢	—	1, 002. 390	1, 079. 694				
							茅ヶ崎中央	572. 136	—	—	—			
							茅ヶ崎 ジャンクション	—	—	—	—			
							茅ヶ崎西	—	240. 741	572. 136	—	706. 083	783. 387	
							茅ヶ崎海岸	—	—	477. 272	813. 636	—	787. 263	864. 567
							平塚	—	—	—	—	—	—	—
大磯	572. 136	—	—	—	—	814. 815	1, 148. 148	—	1, 159. 338	1, 236. 642				

- ロ 一般国道１号（西湘バイパス）（以下「西湘バイパス」という。）における１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

料金所 \ 車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
橋	200.000	242.719	291.263	388.350	679.612
国府津	100.000	150.000	194.175	242.719	388.350
石 橋	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981

- ハ 一般国道１３８号（東富士五湖道路）（以下「東富士五湖道路」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

（イ）富士吉田忍野スマートインターチェンジが供用開始する日の前日まで

区間 \ 車種	普通車	大型車	特大車
A 区間	495.239	742.858	1800.000
B 区間	504.855	757.282	1800.000

（注１） A 区間とは、山梨県富士吉田市上吉田（起点）から同県同郡山中湖村山中までの区間を、B 区間とは、山梨県南都留郡山中湖村山中から静岡県駿東郡小山町須走（終点）までの区間をいう。

（注２） 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－２の自動車の車種区分をいう。

（ロ）富士吉田忍野スマートインターチェンジが供用開始する日から

区間 \ 車種	普通車	大型車	特大車
富士吉田～富士吉田忍野スマート	259.090	386.363	942.857
富士吉田忍野スマート～山中湖	235.828	353.742	856.481
山中湖～須走	504.855	757.282	1800.000

（注１） 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－２の自動車の車種区分をいう。に改める。

- ニ 一般国道２７１号（小田原厚木道路）（以下「小田原厚木道路」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

区 間 \ 車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A 区間	291.263	339.806	339.806	533.981	922.331
B 区間	291.263	339.806	339.806	533.981	922.331

（注） A 区間とは、小田原市早川から神奈川県中郡大磯町生沢までの区間をいう。

B 区間とは、神奈川県中郡大磯町生沢から厚木市酒井までの区間をいう。

ホ 伊勢湾岸道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		飛 島	
		名 港 中 央	238.096
		名 港 潮 見	238.096
東 海	190.477	428.572	666.667

普通車

		飛 島	
		名 港 中 央	285.715
		名 港 潮 見	333.334
東 海	238.096	523.810	809.524

中型車

		飛 島	
		名 港 中 央	333.334
		名 港 潮 見	380.953
東 海	285.715	666.667	952.381

大型車

		飛 島	
		名 港 中 央	428.572
		名 港 潮 見	523.810
東 海	380.953	904.762	1,333.334

特大車

		飛 島	
		名 港 中 央	714.286
		名 港 潮 見	904.762
東 海	619.048	1,523.810	2,238.096

ヘ 東海環状自動車道における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

[illegible]

普通車

[illegible]

中型車

[illegible]

大型車

[illegible]

特大車

[illegible]

③消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

- イ 対距離制区間の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合には、①イ（ハ）又は②への規定にかかわらず、対距離制区間の消費税率を乗じた額を切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。
- ロ 別添4の（Ａ）に掲げるインターチェンジ相互間又は②ロ、ハ、ニ若しくはホに掲げる高速道路のうち、令和元年9月30日以前に供用されている区間について、①イ（ハ）ニ）、①ロ又は②に定める方法により算出した料金の額と、令和元年9月30日時点の料金の額（以下「従前の額」という。）との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.08で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、100円単位の端数処理を行った額を上限とする。

④料金算定の特例

イ 複数経路の場合

- （イ）インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路（以下「倍超経路」という。）を走行した場合には走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額（（２）⑥、⑨、⑪又は⑬に定める割引が適用される場合は、当該割引適用後の料金の額）のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別添3及び別添5に定めるキロ程により算出するものとする。

- （ロ）甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（東京外環自動車道又は首都高速道路株式会社が管理する道路が介在する場合を含む。また、ここでいう甲インターチェンジ及び乙インターチェンジは東京外環自動車道及び首都高速道路株式会社が管理する道路のインターチェンジを含まない。以下（ロ）において同じ。）に、次表の（Ａ）に掲げる接続部相互間を経由し東京外環自動車道を連続して通行することが可能な経路（ただし、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合を除く。）（以下「東京外環自動車道経路」という。）又は次表の（Ｂ）に掲げる接続部相互間を経由し首都高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行することが可能な経路（以下「首都高速道路経路」という。）があり通行する場合（ＥＴＣ車に限る。ただし、新倉ＰＡで転回する場合を除く。）における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のイ）からハ）までに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間において重複する地点を走行した場合及び甲インターチェンジと（Ａ）若しくは（Ｂ）に掲げる接続部の間又は（Ａ）若しくは（Ｂ）に掲げる接続部と乙インターチェンジの間における倍超経路を走行した場合並びに甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（東京外環自動車道及び首都高速道路株式会社が管理する道路が介在する場合を除く）において倍超経路を走行した場合を除く。また、東京外環自動車道経路を走行した場合は、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間における首都圏中央連絡自動車道等経路（東京外環自動車道経路及び首都高速道路経路以外の経路をいう。以下同じ。）のうち首都圏中央連絡自動車道を含む経路の中でキロ程の最も短い経路が倍超経路となる場合を除く。

なお、イ）からハ）までに掲げる、首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額、東京外環自動車道経路の料金の額、首都高速道路経路の料金の額は、次のとおり算出した料金の額をいう。

首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額：

- ①、②、③及び④イ（イ）及び（ハ）に定める方法により算出（（２）③から⑥まで、⑨から⑪まで又は⑬で定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出）した、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額とする。

東京外環自動車道経路の料金の額：

- ①、②、③及び④イ（イ）及び（ハ）に定める方法により算出（（２）③から⑥まで、⑨から⑪まで又は⑬で定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出）した、当該経路における甲インターチェンジと（Ａ）に掲げる接続部相互間の1回の通行に係る料金の額、①ロ（イ）に定める料金の額及び（Ａ）に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

首都高速道路経路の料金の額：

- ①、②、③及び④イ（イ）及び（ハ）に定める方法により算出（（２）③から⑥まで、⑨から⑪まで又は⑬で定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出）した、当該経路における甲インターチェンジと（Ｂ）に掲げる接続部相互間の1回の通行に係る料金の額並びに①ロ（イ）に定める料金の額並びに首都高速道路株式会社が道路整備特

別措置法（昭和３１年法律第７号）第３条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度（この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引（ただし、中日本高速道路会社が別に定める日以降からは上限料金の引下げに係る割引に限る。）に限る。）を適用して算出した額並びに（Ｂ）に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

(Ａ)
東京外環自動車道と中央自動車道富士吉田線との接続部
東京外環自動車道と第一東海自動車道との接続部
東京外環自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線との接続部
東京外環自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線との接続部
東京外環自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道との接続部
東京外環自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線との接続部
東京外環自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東埼玉道路との接続部

(Ｂ)
中央自動車道富士吉田線と都道首都高速４号線との接続部
第一東海自動車道と都道首都高速３号線との接続部
東京外環自動車道と埼玉県道高速板橋戸田線との接続部
東京外環自動車道及び東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部
東京外環自動車道及び東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部
東京外環自動車道及び東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部
京葉道路と都道首都高速７号線との接続部（ただし、京葉道路のうち京葉ジャンクションから宮野木ジャンクションまでの区間の一部又は全部を通行する場合を除く。）

イ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額が最も低い額となる場合

首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額を東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。

ロ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち東京外環自動車道経路が最も低い額となる場合

東京外環自動車道経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額に適用するものとする。

ハ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都高速道路経路が最も低い額となる場合

首都高速道路経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額及び東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。

(ハ) 次のイ) からハ) のいずれかに該当する場合における料金の額は、以下のとおり算出するものとする。

なお、料金の額の算出にあたっては、(２) ③から⑥まで、⑨から⑪まで又は⑬で定める割引が適用される場合は、当該割引を適用して算出するものとし、名古屋高速道路公社が管理する道路の料金の額は、名古屋高速道路公社が道路整備特別措置法（昭和３１年法律第７号）第１３条に基づく国土交通大臣の認可を受けた料金の額及び割引制度（以下「名古屋高速道路料金の額」という。）を適用して（ただし、適用する割引制度は、ＥＴＣ夜間割引に限る。以下（ハ）において同じ。）算出するものとする。ただし、甲インターチェンジと次表の（Ａ）に掲げる接続部の間、（Ａ）に掲げる接続部と乙インターチェンジの間又は（Ａ）に掲げる接続部相互間における倍超経路を走行した場合を除く。また、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間における倍超経路を走行した場合は、走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とする。（各経路毎の距離比は別添３及び別添５に定めるキロ程により算出するものとする。）

イ) 甲インターチェンジ及び乙インターチェンジが名古屋環状２号線、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間、伊勢湾岸道路

の東海インターチェンジから飛島インターチェンジまでの区間又は名古屋高速道路公社が管理する道路のインターチェンジを含まない場合

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（名古屋環状2号線又は名古屋高速道路公社が管理する道路が介在する場合を含む。以下（ハ）において同じ。）に、（Ａ）に掲げる接続部相互間を経由し名古屋環状2号線（ただし、当該経路に名古屋高速道路公社が管理する道路を含む場合は、次表の（Ｂ）に掲げる道路を除く。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋環状2号線等経路ⅰ」という。以下イ）において同じ。）又は（Ａ）に掲げる接続部相互間を経由し名古屋高速道路公社が管理する道路（ただし、（Ｂ）に掲げる道路を経路に含む場合に限る。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋高速道路都心部経路ⅰ」という。以下イ）において同じ。）があり、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより通行する場合（ＥＴＣ車に限る。）（以下（ハ）において同じ。）における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のＡからＣまでのいずれかに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。

なお、ＡからＣまでに掲げる、東海環状自動車道等経路ⅰ（名古屋環状2号線等経路ⅰ及び名古屋高速道路都心部経路ⅰ以外の経路をいう。以下同じ。）の料金の額、名古屋環状2号線等経路ⅰの料金の額及び名古屋高速道路都心部経路ⅰの料金の額は、次のとおり算出した料金の額をいう。

東海環状自動車道等経路ⅰの料金の額：

①、②、③、④イ（イ）及び（ロ）に定める方法により算出した、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額とする。

名古屋環状2号線等経路ⅰの料金の額及び名古屋高速道路都心部経路ⅰの料金の額：

①、②、③、④イ（イ）及び（ロ）に定める方法により算出した甲インターチェンジと（Ａ）に掲げる接続部相互間及び（Ａ）に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（ただし、名古屋環状2号線及び名古屋高速道路公社が管理する道路における料金の額は除く。）、①ロ（ロ）に定める料金の額、名古屋高速道路料金の額（ただし、Ａ及びＢの定める方法による料金の額の算出にあたっては、ＥＴＣ夜間割引は適用しない。）を合算した額とする。

Ａ 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち名古屋環状2号線等経路ⅰの料金の額が最も低い額となる場合、名古屋環状2号線等経路ⅰの料金の額を東海環状自動車道等経路ⅰの料金の額に適用するものとする。

Ｂ 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち名古屋高速道路都心部経路ⅰの料金の額が最も低い額となる場合、名古屋高速道路都心部経路ⅰの料金の額を東海環状自動車道等経路ⅰの料金の額に適用するものとする。

Ｃ 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち、（Ｃ）に掲げる道路の内外を、同一の接続部を経由し通行する名古屋高速道路都心部経路ⅰ及び名古屋環状2号線等経路ⅰの料金の額を比較し、名古屋高速道路都心部経路ⅰの料金の額を名古屋環状2号線等経路ⅰの料金の額が上回る場合、名古屋環状2号線等経路ⅰの料金の額に名古屋高速道路都心部経路ⅰの料金の額を適用するものとする。

ロ）甲インターチェンジ又は乙インターチェンジが名古屋環状2号線、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間、伊勢湾岸道路の東海インターチェンジから飛島インターチェンジまでの区間又は名古屋高速道路公社が管理する道路のインターチェンジを含む場合

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、（Ａ'）に掲げる接続部等を経由し名古屋環状2号線（ただし、当該経路に名古屋高速道路公社が管理する道路を含む場合は、次表の（Ｂ）に掲げる道路を除く。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋環状2号線等経路ⅱ」という。以下ロ）において同じ。）、（Ａ'）に掲げる接続部等を経由し名古屋高速道路公社が管理する道路（ただし、（Ｂ）に掲げる道路を経路に含む場合に限る。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋高速道路都心部経路ⅱ」という。以下ロ）において同じ。）又は（Ａ'）に掲げる接続部等を経由する経路（ただし、名古屋環状2号線又は名古屋高速道路公社が管理する道路を経路に含む場合を除く。以下「伊勢湾岸道路等経路」という。以下ロ）において同じ。）がある場合における甲インター

チェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のＡに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。

なお、Ａに掲げる、名古屋環状２号線等経路ⅱの料金の額、名古屋高速道路都心部経路ⅱの料金の額及び伊勢湾岸道路等経路の料金の額は次のとおり算出した料金の額をいう。

また、ロ）における料金の額の算出にあたって、（Ｃ）に掲げる道路のうち（Ｄ）各項に掲げるインターチェンジについては、同一のインターチェンジとして取扱う（以下、ロ）及びハ）において同じ）。

名古屋環状２号線等経路ⅱ及び名古屋高速道路都心部経路ⅱの料金の額：

①、②、③、④イ（イ）及び（ロ）に定める方法により算出した甲インターチェンジと（Ａ'）に掲げる接続部等相互間及び（Ａ'）に掲げる接続部等と乙インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（ただし、名古屋環状２号線及び名古屋高速道路公社が管理する道路における料金の額は除く。）、①ロ（ロ）に定める料金の額、名古屋高速道路料金の額を合算した額とする。

伊勢湾岸道路等経路の料金の額：

①、②、③、④イ（イ）及び（ロ）に定める方法により算出した、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額とする。

Ａ 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち、（Ｃ）に掲げる道路の内外を、同一の（Ａ'）に掲げる接続部等を経由し通行する名古屋高速道路都心部経路ⅱの料金の額、名古屋環状２号線等経路ⅱの料金の額及び伊勢湾岸道路等経路の料金の額を比較し、名古屋高速道路都心部経路ⅱの料金の額を名古屋環状２号線等経路ⅱの料金の額又は伊勢湾岸道路等経路の料金の額が上回る場合、名古屋環状２号線等経路ⅱの料金の額又は伊勢湾岸道路等経路の料金の額に名古屋高速道路都心部経路ⅱの料金の額を適用するものとする。

ハ）甲インターチェンジ及び乙インターチェンジが名古屋環状２号線、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間、伊勢湾岸道路の東海インターチェンジから飛鳥インターチェンジまでの区間又は名古屋高速道路公社が管理する道路のインターチェンジである場合

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、（Ｃ）に掲げる道路（ただし、当該経路に名古屋高速道路公社が管理する道路を含む場合は、（Ｂ）に掲げる道路を除く。）のみを経由する経路（以下「名古屋環状２号線等経路ⅲ」という。以下ハ）において同じ。）又は（Ｃ）に掲げる道路（ただし、（Ｂ）に掲げる道路を経路に含む場合に限る。）のみを経由する経路（以下「名古屋高速道路都心部経路ⅲ」という。以下ハ）において同じ。）がある場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のＡに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。

なお、Ａに掲げる、名古屋環状２号線等経路ⅲの料金の額及び名古屋高速道路都心部経路ⅲの料金の額は、次のとおり算出した料金の額をいう。

名古屋環状２号線等経路ⅲ及び名古屋高速道路都心部経路ⅲの料金の額：

①、②、③、④イ（イ）及び（ロ）に定める方法により算出した甲インターチェンジと（Ａ）に掲げる接続部相互間及び（Ａ）に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（ただし、名古屋環状２号線及び名古屋高速道路公社が管理する道路における料金の額は除く。）、①ロ（ロ）に定める料金の額、名古屋高速道路料金の額を合算した額とする。

Ａ 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち名古屋高速道路都心部経路ⅲの料金の額と名古屋環状２号線等経路ⅲの料金の額を比較し、名古屋高速道路都心部経路ⅲの料金の額を名古屋環状２号線等経路ⅲの料金の額が上回る場合名古屋環状２号線等経路ⅲの料金の額に名古屋高速道路都心部経路ⅲの料金の額を適用するものとする。

（Ａ）	
中央自動車道西宮線と愛知県道高速清須一宮線との接続部	
中央自動車道西宮線と愛知県道高速名古屋小牧線との接続部	

第一東海自動車道と名古屋環状2号線との接続部
第二東海自動車道横浜名古屋線と名古屋環状2号線又は名古屋市道高速2号との接続部
近畿自動車道名古屋神戸線と名古屋環状2号線との接続部
近畿自動車道名古屋亀山線と名古屋環状2号線又は名古屋市道高速1号との接続部
第二東海自動車道横浜名古屋線と愛知県道高速名古屋新宝線との接続部

(A')
中央自動車道西宮線と愛知県道高速清須一宮線との接続部
中央自動車道西宮線と愛知県道高速名古屋小牧線との接続部
第一東海自動車道と名古屋環状2号線との接続部
第二東海自動車道横浜名古屋線と名古屋環状2号線又は名古屋市道高速2号との接続部並びに名古屋南ジャンクション
近畿自動車道名古屋神戸線と名古屋環状2号線との接続部又は飛島ジャンクション
近畿自動車道名古屋亀山線と名古屋環状2号線又は名古屋市道高速1号との接続部
第二東海自動車道横浜名古屋線と愛知県道高速名古屋新宝線との接続部

(B)
愛知県道高速名古屋朝日線
名古屋市道高速分岐2号
名古屋市道高速分岐3号
名古屋市道高速2号
愛知県道高速名古屋新宝線
名古屋市道高速1号
名古屋市道高速1号四谷高針線

(C)
名古屋環状2号線
第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ジャンクションから東海ジャンクションまでの区間
伊勢湾岸道路
名古屋高速道路公社が管理する道路

(D)			
1	千音寺南インターチェンジ	大治南インターチェンジ	名古屋高速道路公社が管理する千音寺入口・出口
2	大治北インターチェンジ	甚目寺南インターチェンジ	—
3	甚目寺北インターチェンジ	清洲西インターチェンジ	—
4	清洲東第一インターチェンジ	清洲東第二インターチェンジ	名古屋高速道路公社が管理する清須入口・出口
5	平田インターチェンジ	山田西インターチェンジ(清洲ジャンクション方面への通行を除く)	—
6	山田東インターチェンジ(楠ジャンクション方面からの通行を除く)	楠インターチェンジ	名古屋高速道路公社が管理する楠入口・出口
7	松河戸インターチェンジ	小幡インターチェンジ	—
8	大森インターチェンジ	引山インターチェンジ	—
9	上社インターチェンジ	上社南インターチェンジ	—
10	名古屋南インターチェンジ	—	名古屋高速道路公社が管理する名四国道連絡路入口・出口
11	東海インターチェンジ	—	名古屋高速道路公社が管理する東海新宝入口・出口

ロ 周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

$$(A + P) \times C$$

(注) この式において、A、P、Cは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：①イ(ハ)イのキロ程に基づき①及び③に定める方法により算出した額(単位：円)

P：伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道の料金の額(単位：円)

⑤料金調整

イ 通行止めに伴う料金調整

対距離制区間、新湘南バイパス（ＥＴＣ車で新湘南バイパスと首都圏中央連絡自動車道（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで）を連続して走行する場合に限る。）、東京外環自動車道（ＥＴＣ車に限る。）、名古屋環状２号線（ＥＴＣ車に限る。）、伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道及び東海環状自動車道において、最初に流入したインターチェンジをＡインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをＢインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをＣインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをＤインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてＡ、Ｂ、Ｃ各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Ｄインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したＣインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が０円を下回る場合には、当該ＣインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。以下同じ。）。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

ただし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、ＡインターチェンジからＢインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「Ｄ’インターチェンジ」という。）において流出を行う場合は、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

（注１）上記の算式において、ＡＢ、ＡＤ、ＢＤ、ＣＤ、ＡＤ’、ＢＤ’はそれぞれ次の数値を表すものとする。

ＡＢ：ＡインターチェンジからＢインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＡＤ：ＡインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＢＤ：ＢインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＣＤ：ＣインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＡＤ’：ＡインターチェンジからＤ’インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＢＤ’：ＢインターチェンジからＤ’インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＣＤ’：ＣインターチェンジからＤ’インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

（注２） $AD - (BD - CD) - AB$ による料金調整において、 $BD < CD$ となる場合には、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

ロ 特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における特定更新等工事、集中工事等を実施するにあたり、本協定に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路、並びに特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金を調整するときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

(2) 割引制度

① マイレージ割引

イ 割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率等

(イ) ポイントの付与

料金の額１０円毎に１ポイントの中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等がーのカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000 ポイント	500円分
3,000 ポイント	2,500円分
5,000 ポイント	5,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び (ロ) に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

② 大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車（新湘南バイパス、首都圏中央連絡自動車道及び伊勢湾岸道路においては、ＥＴＣ２．０車）に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

上記にいう「ＥＴＣ２．０車」は、ＥＴＣ車のうち、一般財団法人ＩＴＳサービス高度化機構が定めるＥＴＣ２．０車載器ＤＳＲＣ部使用規程第１条に規定する車載器ＤＳＲＣ部を使用し、国土交通省、６会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器のＩＤ付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針１．（１）に規定する車載器のＩＤ付きプローブ情報の提供を行う自動車をいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

イ) 高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車１台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「２会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
５千円を超え、１万円までの部分	１０パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	２０パーセント
３万円を超える部分	３０パーセント

ただし、平成２６年４月１日から令和８年３月３１日までの間（平成２９年１月１日から平成３１年３月３１日までの間はＥＴＣ２．０車に、平成３１年４月１日から令和８年３月３１日までの間は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５８条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３５条の３第１項第１１号について事業用と区別又は道路運送車両法施行規則第６３条の２に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているＥＴＣ２．０車（以下「事業用ＥＴＣ２．０車」という。）に限る。）については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
５千円を超え、１万円までの部分	２０パーセント

1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

ロ) 新湘南バイパス及び首都圏中央連絡自動車道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路、横浜横須賀道路のうち釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（横浜市から藤沢市まで）、一般国道126号（千葉東金道路）のうち松尾横芝インターチェンジから東金インターチェンジまでの区間、東京湾横断・木更津東金道路のうち東金インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間及び浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から山武市まで（あきる野インターチェンジを含む））（以下「京葉道路等」という。）における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間（平成31年4月1日から令和8年3月31日までの間は事業用ETC2.0車に限る。）について、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

ハ) 伊勢湾岸道路

コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、2万円までの部分	6.9パーセント
2万円を超える部分	13.8パーセント

ただし、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの経路に、名古屋高速道路公社が管理する名古屋市道高速分岐2号、名古屋市道高速分岐3号、名古屋市道高速2号（東片端ジャンクションから鶴舞南ジャンクションまでの間）、愛知県道高速名古屋新宝線（山王ジャンクションから名駅入口までの間）又は愛知県道高速名古屋朝日線（明道町ジャンクションから名駅入口までの間）が介在しない場合は、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、2万円までの部分	11.9パーセント
2万円を超える部分	18.8パーセント

(ロ) 契約単位割引

イ) 高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

ロ) 新湘南バイパス及び首都圏中央連絡自動車道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（京葉道路等の月間利用額と合算して計算する。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（京葉道路等の1台毎の月間利用額と合算して計算する。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5パーセントの割引を行う。

③ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。

④ 平日朝夕割引（マイレージ登録）

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA、D若しくはF（新湘南バイパスの各インターチェンジ相互間を通行する場合を除く。以下④において同じ。）に掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は東京外環自動車道の通行を除く。）し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、愛知県道高速名古屋小牧線若しくは愛知県道高速清須一宮線（ただし、名古屋高速道路公社が管理する他の道路を含み、かつ、⑧に定める割引が適用されない場合を除く。）、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。
第一東海自動車道と東富士五湖道路を、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと東富士五湖道路の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東海北陸自動車道と一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））（以下「安房峠道路」という。）を、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に平日朝夕割引が適用される場合に限る。）。
中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に平日朝夕割引が適用される場合に限る。）。

ロ 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間、（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間、恵那山特別区間及び飛騨特別区間のキロ程と別添6のうちA又はFに掲げる各高速道路のキロ程とを合算したキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が4回以下の場合を除く。

（イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、名古屋環状2号線又は別添6のうちA、D若しくはFに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

$100 - W$ （単位：パーセント）

（注）上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

上記X、Y、Zは、(1)②イ(ロ)(ハ)の規定に関わらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする（以下④から⑥までにおいて同じ。）。

軽自動車等

		寒川北	海老名南 ジャンクション
	茅ヶ崎 ジャンクション	120.442	186.566
茅ヶ崎西	41.328	208.334	227.894
茅ヶ崎海岸	64.944	282.408	251.510
大磯	173.184	443.626	359.750

普通車

		寒川北	海老名南 ジャンクション
	茅ヶ崎 ジャンクション	150.552	233.208
茅ヶ崎西	51.660	328.704	284.868
茅ヶ崎海岸	81.180	381.732	314.388
大磯	216.480	517.032	449.688

中型車

		寒川北	海老名南 ジャンクション
	茅ヶ崎 ジャンクション	180.662	279.850
茅ヶ崎西	61.992	347.223	341.842
茅ヶ崎海岸	97.416	428.078	377.266
大磯	259.776	590.438	539.626

大型車

		寒川北	海老名南 ジャンクション
	茅ヶ崎 ジャンクション	248.411	384.793
茅ヶ崎西	85.239	467.593	470.032
茅ヶ崎海岸	133.947	532.358	518.740
大磯	357.192	755.603	741.985

特大車

		寒川北	海老名南 ジャンクション
	茅ヶ崎 ジャンクション	414.018	641.322
茅ヶ崎西	142.065	706.083	783.387
茅ヶ崎海岸	223.245	787.263	864.567
大磯	595.320	1159.338	1236.642

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはFに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$(L + L'1 + L'2 + L'3 - W) \div (L + L'1 + L'2 + L'3) \times 100$ （単位：パーセント）

(注) 上記式においてL、L'1、L'2、L'3及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間（(1)①イ(ロ)イ）Bに定める区間を除く）のキロ程（単位：キロメートル）
L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：(1)①イ(ロ)イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'3：別添6のうちA又はFに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W：月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は

50。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (L + L'1 + L'2 + L'3 - W) \div (L + L'1 + L'2 + L'3) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L'1 R'1 + L'2 R'2) \times (1 - W \div 100) + L'3 R'3) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1 + L'2 R'2) \times (1 - W \div 100) + L'3 R'3) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、L'3、P、P'、R、R'1、R'2、R'3、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L：普通区間（(1)①イ（ロ）イ）Bに定める区間を除く）のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：(1)①イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'3：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちA又はFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちB、C及びEに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間（(1)①イ（ロ）イ）Bに定める区間を除く）の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：(1)①イ（ロ）イ）Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'3：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W：月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

t：消費税率

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times (1 - W \div 100) + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（ロ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（ロ）の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1 + L' 2 R' 2) \times d + L' 3 R' 3) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1 + L' 2 R' 2) \times d + L' 3 R' 3) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてa、d、L、L'1、L'2、L'3、P、P'、R、R'1、R'2、R'3及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。（ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。）。)

d：（ロ）に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L：普通区間（（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間を除く）のキロ程（単位：キロメートル）。

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L'2：（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L'3：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。

P：別添6のうちA又はFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちB、C及びEに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間（（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間を除く）の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R'2：（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R'3：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

t：消費税率

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times d + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times d + X \times Z \div (Y + Z)$$

（注）上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

⑤ 平日朝夕割引（コーポレート契約）

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA、D若しくはF（新湘南バイパスの各インターチェンジ相互間を通行する場合を除く。以下⑤において同じ。）に掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は東京外環自動車道の通行を除く。）し、かつ、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、④イの表に掲げる場合（ただし「平日朝夕割引」を「平日朝夕割引（コーポレート契約）」と読み替えるものとする。）についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり算出する。

（イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、名古屋環状2号線又は別添6のうちA、D若しくはFに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

$100 - W$ （単位：パーセント）

（注）上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$

（注）上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

（ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはFに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

$(L + L'1 + L'2 + L'3 - W) \div (L + L'1 + L'2 + L'3) \times 100$ （単位：パーセント）

（注）上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間（（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間を除く）のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'3：別添6のうちA又はFに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (L + L'1 + L'2 + L'3 - W) \div (L + L'1 + L'2 + L'3) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L'1 R'1 + L'2 R'2) \times (1 - W \div 100) + L'3 R'3) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1 + L'2 R'2) \times (1 - W \div 100) + L'3 R'3) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、L'3、P、P'、R、R'1、R'2、R'3、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L：普通区間（(1)①イ（ロ）イ）Bに定める区間を除く）のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：(1)①イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'3：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちA又はFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちB、C及びEに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間（(1)①イ（ロ）イ）Bに定める区間を除く）の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：(1)①イ（ロ）イ）Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'3：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

t：消費税率

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times (1 - W \div 100) + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（ロ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（ロ）の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1 + L' 2 R' 2) \times d + L' 3 R' 3) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1 + L' 2 R' 2) \times d + L' 3 R' 3) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてa、d、L、L'1、L'2、L'3、P、P'、R、R'1、R'2、R'3及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。（ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。）。)

d：（ロ）に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L：普通区間（（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間を除く）のキロ程（単位：キロメートル）。

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L'2：（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L'3：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。

P：別添6のうちA又はFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちB、C及びEに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間（（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間を除く）の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R'2：（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R'3：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

t：消費税率

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times d + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times d + X \times Z \div (Y + Z)$$

（注）上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

⑥ 休日割引

イ 割引をする自動車

休日、1月2日及び1月3日（ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、中日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）に高速国道、新湘南バイパス（走行する区間に新湘南バイパスの藤沢インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合を除く。以下⑥において同じ。）又は別添6のうちA若しくはDに掲げる高速道路を通行する（大都市近郊区間のみの通行、東京外環自動車道又は名古屋環状2号線の通行を除く）ETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率等

（イ）普通区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、区間料金制区間、新湘南バイパス並びに別添6のうちA、Dに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ロ）を適用する場合は除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、区間料金制区間、新湘南バイパス又は別添6のうちA、Dに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

（注）上記式においてW、X、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

W: 30

X: 新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y: 新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z: 首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

（ロ）対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出された額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1 + L' 2 R' 2) \times (1 - W \div 100) + L' 3 R' 3) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1 + L' 2 R' 2) \times (1 - W \div 100) + L' 3 R' 3) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてa、L、L' 1、L' 2、L' 3、P、P'、R、R' 1、R' 2、R' 3、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値（ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ

程で除し、0.5を加算した値。)

L : 普通区間 ((1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間を除く) のキロ程 (単位: キロメートル)

L' 1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L' 2: (1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L' 3: 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)

P : 別添6のうちA又はFに掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

P' : 別添6のうちB C及びEに掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

R : 普通区間 ((1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間を除く) の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R' 1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R' 2: (1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間の料金の額 (単位: 円)

R' 3: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

W : 30

t : 消費税率

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちFに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times (1 - W \div 100) + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X: 新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

Y: 新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

Z: 首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

ハ 新湘南バイパス等の料金算定の特例

休日割引における、次表の(A)に掲げる新湘南バイパスの各インターチェンジと高速国道又は首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジ相互間の料金の額は、イ及びロの規定にかかわらず次表の額 (単位: 円) に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位: 円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
藤沢から寒川北まで	342.593	444.444	—	—	—
藤沢から海老名まで	537.037	—	—	—	—
藤沢から横浜町田まで	824.074	—	—	—	—
藤沢から横浜青葉まで	981.481	—	—	—	—
藤沢から東名川崎まで	1,111.111	—	—	—	—
藤沢から東京まで	1,287.037	—	—	—	—
藤沢から厚木まで	518.519	—	—	—	—
茅ヶ崎西から海老名まで	398.148	509.259	—	—	—
茅ヶ崎西から圏央厚木まで	537.037	—	—	—	—
茅ヶ崎西から横浜町田まで	685.185	870.370	—	—	—
茅ヶ崎西から横浜青葉まで	842.593	1,064.815	—	—	—
茅ヶ崎西から東名川崎まで	972.222	1,231.481	—	—	—
茅ヶ崎西から東京まで	1,148.148	1,453.704	—	—	—
茅ヶ崎西から厚木まで	379.630	481.481	—	—	—

⑦ 東京外環自動車道迂回利用割引

イ 割引をする自動車

次表の(A)に掲げる道路、(B)に掲げる東京外環自動車道の区間及び(C)に掲げる首都高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、ハに定める首都高速道路株式会社の入口、出

口又は東京高速道路株式会社が管理する道路の接続部（以下この項において「対象出入口等」という。）を入口又は出口として通行するＥＴＣ車（ただし、新倉ＰＡで転回する場合を除く。）。

なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するＥＴＣ車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを１回の通行とみなすものとする。

	(Ａ)	(Ｂ)	(Ｃ)
1	中央自動車道富士吉田線	東名ジャンクションから中央ジャンクションまで	都道首都高速３号線
2	第一東海自動車道	東名ジャンクションから中央ジャンクションまで	都道首都高速４号線
3	東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線	東名ジャンクションから大泉インターチェンジまで	都道首都高速３号線

ロ 割引額等

（イ）イの表中（３を除く。）（Ｂ）に掲げる東京外環自動車道のインターチェンジ相互間
当該インターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。

（ロ）イの表中３（Ｂ）に掲げる東京外環自動車道のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引後の料金の額は中央ジャンクションと大泉インターチェンジ相互間の料金の額とする。

ハ 対象出入口等

首都高速道路株式会社が管理する都道首都高速１号線の宝町入口又は出口（以下「出入口」という。）及び京橋出入口から銀座出入口までの各出入口並びに都道首都高速２号線の汐留出入口及び芝公園出入口並びに都道首都高速２号分岐線の飯倉出入口並びに都道首都高速３号線の霞が関出入口並びに都道首都高速４号線の丸の内出入口から常盤橋出入口までの各出入口、神田橋出入口、北の丸出入口及び代官町出入口並びに都道首都高速４号分岐線の江戸橋出入口及び呉服橋出入口並びに首都高速道路株式会社が管理する道路と東京高速道路株式会社の管理する道路の接続部。

⑧ 名古屋環状2号線等迂回利用割引

イ 割引をする自動車

次表1及び2の(C)に掲げる道路及びインターチェンジ、(D)に掲げる区間並びに(E)に掲げる名古屋高速道路公社が管理する道路を連続して通行し、ハに定める名古屋高速道路公社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行するETC車。

表1

(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
1	①	第一東海自動車道(ただし、名古屋インターチェンジにおいて(D)の区間と連続して走行する場合に限る)	名古屋インターチェンジから高針ジャンクション	名古屋市道高速1号四谷高針線
	②		名古屋インターチェンジから楠ジャンクション	名古屋市道高速2号
	③		名古屋インターチェンジから名古屋南ジャンクション	
2	①	愛知県道高速名古屋小牧線	楠ジャンクションから高針ジャンクション	名古屋市道高速1号四谷高針線
	②		楠ジャンクション	名古屋市道高速2号
	③		楠ジャンクションから清洲ジャンクション	愛知県道高速名古屋朝日線
3	①	愛知県道高速清須一宮線	清洲ジャンクションから楠ジャンクション	名古屋市道高速2号
	②		清洲ジャンクション	愛知県道高速名古屋朝日線
	③		清洲ジャンクションから名古屋西ジャンクション	名古屋市道高速1号
4	①	近畿自動車道名古屋亀山線	名古屋西ジャンクションから清洲ジャンクション	愛知県道高速名古屋朝日線
	②		名古屋西ジャンクション	名古屋市道高速1号
	③		名古屋西ジャンクションから東海ジャンクション	愛知県道高速名古屋新宝線
5	①	近畿自動車道名古屋神戸線	飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクション	名古屋市道高速1号
	②		飛島ジャンクションから東海ジャンクション	愛知県道高速名古屋新宝線
6	①	第二東海自動車道横浜名古屋線	名古屋南ジャンクション	名古屋市道高速2号
	②		名古屋南ジャンクションから東海ジャンクション	愛知県高速名古屋新宝線
	③		名古屋南ジャンクションから高針ジ	名古屋市道高速1号四谷高針線

			ジャンクション	
--	--	--	---------	--

表 2

(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
1	①	名古屋環状2号線の有松インターチェンジ	(C)のインターチェンジより順方向に通行した高針ジャンクション又は名古屋南ジャンクション	(D)に接続している、名古屋市道高速1号四谷高針線又は名古屋市道高速2号
2	②	名古屋環状2号線の鳴海インターチェンジ		
3	③	名古屋環状2号線の植田インターチェンジ		
4	①	名古屋環状2号線の本郷インターチェンジ		
5	①	名古屋環状2号線の上社南インターチェンジ	高針ジャンクション	名古屋市道高速1号四谷高針線
	②	名古屋環状2号線の上社インターチェンジ	楠ジャンクション	名古屋市道高速2号
6	①	名古屋環状2号線の引山インターチェンジ	高針ジャンクション	名古屋市道高速1号四谷高針線
	②	名古屋環状2号線の大森インターチェンジ	楠ジャンクション	名古屋市道高速2号
7	①	名古屋環状2号線の小幡インターチェンジ	高針ジャンクション	名古屋市道高速1号四谷高針線
	②	名古屋環状2号線の松河戸インターチェンジ	楠ジャンクション	名古屋市道高速2号
8	①	名古屋環状2号線の勝川インターチェンジ	(C)のインターチェンジより順方向に通行した高針ジャンクション又は楠ジャンクション	(D)に接続している、名古屋市道高速1号四谷高針線又は名古屋市道高速2号
9	①	名古屋環状2号線の楠インターチェンジ	高針ジャンクション	名古屋市道高速1号四谷高針線
	②	名古屋環状2号線の山田東インターチェンジ(楠ジャンクション方面からの通行を除く)	清洲ジャンクション	愛知県道高速名古屋朝日線
	③	名古屋高速道路公社が管理する楠入口・出口	ー(楠ジャンクションを経由しない場合に限る)	名古屋市道高速2号
10	①	名古屋環状2号線の山田西インターチェンジ(清洲ジャンクション方面への通行を除く)	楠ジャンクション	名古屋市道高速2号

	②	名古屋環状2号線の平田インターチェンジ	清洲ジャンクション	愛知県道高速名古屋朝日線
11	①	名古屋環状2号線の清洲東第一インターチェンジ	楠ジャンクション	名古屋市道高速2号
	②	名古屋環状2号線の清洲東第二インターチェンジ	名古屋西ジャンクション	名古屋市道高速1号
	③	名古屋高速道路公社が管理する清須入口・出口	ー(清洲ジャンクションを経由しない場合に限る)	愛知県道高速名古屋朝日線
12	①	名古屋環状2号線の清洲西インターチェンジ	清洲ジャンクション	愛知県道高速名古屋朝日線
	②	名古屋環状2号線の甚目寺北インターチェンジ	名古屋西ジャンクション	名古屋市道高速1号
13	①	名古屋環状2号線の甚目寺南インターチェンジ	清洲ジャンクション	愛知県道高速名古屋朝日線
	②	名古屋環状2号線の大治北インターチェンジ	名古屋西ジャンクション	名古屋市道高速1号
14	①	名古屋環状2号線の大治南インターチェンジ	清洲ジャンクション	愛知県道高速名古屋朝日線
	②	名古屋環状2号線の千音寺南インターチェンジ	東海ジャンクション	愛知県道高速名古屋新宝線
	③	名古屋高速道路公社が管理する千音寺入口・出口	ー(名古屋西ジャンクションを経由しない場合に限る)	名古屋市道高速1号
15	①	名古屋環状2号線の富田インターチェンジ	(C)のインターチェンジより順方向に通行した名古屋西ジャンクション又は東海ジャンクション	(D)に接続している名古屋市道高速1号又は愛知高速県道高速名古屋新宝線
16	①	名古屋環状2号線の南陽インターチェンジ		
17	①	名古屋環状2号線の飛島北インターチェンジ		
18	①	伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジ		
19	①	伊勢湾岸道路の名港潮見インターチェンジ		
20	①	第二東海自動車道横浜名古屋線の東海インターチェンジ及び伊勢湾岸道路の東海インターチェンジ	(C)のインターチェンジより順方向に通行した名古屋西ジャンクション又は名古屋南ジャンクション	(D)に接続している名古屋市道高速1号又は名古屋市道高速2号
	②	名古屋高速道路公社が管理する東海新宝入口・出口	ー(東海ジャンクションを経由しない場合に限る)	愛知県道高速名古屋新宝線

2 1	①	第二東海自動車道横浜名古屋線の 大府インターチェンジ	(C)のインター チェンジより 順方向に通 行した東海ジ ャンクショ ン又は名古屋 南ジャンクシ ョン	(D)に接続し ている名古屋 市道高速2号 又は愛知県道 高速名古屋新 宝線
2 2	①	第二東海自動車道横浜名古屋線の 名古屋南インターチェンジ		
	②	名古屋高速道路公社が管理する名 四国道連絡路入口・出口	ー(名古屋南 ジャンクショ ンを経由しな い場合に限 る)	名古屋市道高 速2号

ロ 割引額等

イ) 名古屋環状2号線、伊勢湾岸道路、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ジャンクションから東海ジャンクションまでの区間（以下「名古屋環状2号線等」という。）又は名古屋高速道路公社が管理する道路と他の道路を連続して通行する場合の料金の額

イの表1中(B)の項毎に、イに定める自動車の通行のうち、最初に流入又は流出したインターチェンジと(D)に掲げる起点のインターチェンジ相互間及び(D)に掲げるインターチェンジ相互間の料金の額（ただし、イの表1中、(A)の項5のうち(B)の項②又は(A)の項6のうち(B)の項②に該当する場合は、最初に流入又は流出したインターチェンジと東海ジャンクション相互間の料金の額とする。）並びに名古屋高速道路料金の額（ただし、名古屋高速道路料金の額の算出にあたって適用する割引制度は、「ETC夜間割引」及び「ETC都心環状割引」に限る。以下ロにおいて同じ。）を合算した額（以下「算定対象額ⅰ」という。）のうち名古屋環状2号線等の料金の額から、次の算式により算出した額を減じるものとする。

$$Y - X$$

ただし、この算式中Yのうち名古屋高速道路料金の額がXのうち名古屋高速道路料金の額を上回る場合は、算定対象額ⅰのうち名古屋環状2号線等の料金の額から、次の算式により算出した額（以下「算出額ⅰ」という。）を減じるものとする。なお、算出額ⅰが負の数となる場合は、これを0とする。

$$Y - X - (Y_m - X_m)$$

(注) これらの算式においてX、X_m、Y及びY_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：表1(A)の項毎に、算定対象額ⅰのうち最も低い料金の額

X_m：Xのうち名古屋高速道路料金の額

Y：表1(A)の項毎に、算定対象額ⅰのうちX以外の料金の額

Y_m：Yのうち名古屋高速道路料金の額

ロ) 名古屋環状2号線等又は名古屋高速道路公社が管理する道路のうち特定のインターチェンジを通行する場合の料金の額

イの表2中(B)の項毎に、イに定める自動車の通行のうち、(C)に掲げるインターチェンジと(D)に掲げるインターチェンジ相互間の料金の額及び名古屋高速道路料金の額を合算した額（以下「算定対象額ⅱ」という。）のうち名古屋環状2号線等の料金の額から、次の算式により算出した額を減じるものとする。

$$Y - X$$

ただし、この算式中Yのうち名古屋高速道路料金の額がXのうち名古屋高速道路料金の額を上回る場合は、算定対象額ⅱのうち名古屋環状2号線等の料金の額から次の算式により算出した額（以下「算出額ⅱ」という。）を減じるものとする。なお、算出額ⅱが負の数となる場合は、これを0とする。

$$Y - X - (Y_m - X_m)$$

(注) これらの算式においてX、X_m、Y及びY_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：表2(A)の項毎に、算定対象額ⅱのうち最も低い料金の額

X_m：Xのうち名古屋高速道路料金の額

Y：表2(A)の項毎に、算定対象額ⅱのうちX以外の料金の額

Y_m：Yのうち名古屋高速道路料金の額

ハ 対象インターチェンジ

名古屋市道高速分岐2号 丸の内入口・出口

名古屋市道高速2号 東新町入口・出口

名古屋市道高速分岐3号 東別院入口・出口

愛知県道高速名古屋新宝線 錦橋出口

愛知県道高速名古屋新宝線 名駅入口

⑨ 首都圏中央連絡自動車道における割引（激変緩和）

イ 割引をする自動車

ＥＴＣ車。

ロ 割引率等

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（１）②イ（ロ）に定める首都圏中央連絡自動車道の通行料金に適用する。

ハ 適用する期間

平成28年4月1日から中日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑩ 首都圏中央連絡自動車道連続利用割引（激変緩和）

イ 割引をする自動車

ＥＴＣ車。

ロ 割引率等

割引額（単位：円）は次表（Ｂ）に掲げる額のとおりとし、次表の（Ａ）に掲げるインターチェンジ相互間のうち高速国道の通行料金に適用する。

常磐自動車道と第一東海自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三郷から海老名まで	30	—	—	—	—
三郷料金所スマートから海老名まで	30	—	—	—	—
流山から海老名まで	30	—	—	—	—
柏から海老名まで	30	—	—	—	—
谷和原から海老名まで	30	—	—	—	—
谷田部から海老名まで	30	—	—	—	—
桜土浦から海老名まで	30	—	—	—	—

常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三郷から圏央厚木まで	20	—	—	—	—
三郷から厚木PASマートまで	20	—	—	—	—
三郷から相模原愛川まで	30	—	—	—	—
三郷から相模原まで	20	—	—	—	—
三郷から高尾山まで	20	—	—	—	—
三郷から八王子西まで	30	—	—	—	—
三郷料金所スマートから圏央厚木まで	20	—	—	—	—
三郷料金所スマートから厚木PASマートまで	20	—	—	—	—
三郷料金所スマートから相模原愛川まで	30	—	—	—	—
三郷料金所スマートから相模原まで	20	—	—	—	—
三郷料金所スマートから高尾山まで	20	—	—	—	—
三郷料金所スマートから八王子西まで	30	—	—	—	—
流山から圏央厚木まで	20	—	—	—	—
流山から厚木PASマートまで	20	—	—	—	—
流山から相模原愛川まで	30	—	—	—	—
流山から相模原まで	20	—	—	—	—
流山から高尾山まで	20	—	—	—	—
流山から八王子西まで	30	—	—	—	—
柏から圏央厚木まで	20	—	—	—	—
柏から厚木PASマートまで	20	—	—	—	—
柏から相模原愛川まで	30	—	—	—	—
柏から相模原まで	20	—	—	—	—
柏から高尾山まで	20	—	—	—	—
柏から八王子西まで	30	—	—	—	—
谷和原から圏央厚木まで	20	—	—	—	—
谷和原から厚木PASマートまで	20	—	—	—	—
谷和原から相模原愛川まで	30	—	—	—	—
谷和原から相模原まで	20	—	—	—	—
谷和原から高尾山まで	20	—	—	—	—
谷和原から八王子西まで	30	—	—	—	—
谷田部から圏央厚木まで	20	—	—	—	—
谷田部から厚木PASマートまで	20	—	—	—	—
谷田部から相模原愛川まで	30	—	—	—	—
谷田部から相模原まで	20	—	—	—	—
谷田部から高尾山まで	20	—	—	—	—
谷田部から八王子西まで	30	—	—	—	—
桜土浦から圏央厚木まで	20	—	—	—	—
桜土浦から厚木PASマートまで	20	—	—	—	—
桜土浦から相模原愛川まで	30	—	—	—	—
桜土浦から相模原まで	20	—	—	—	—
桜土浦から高尾山まで	20	—	—	—	—
桜土浦から八王子西まで	30	—	—	—	—

東関東自動車道水戸線と新湘南バイパスのインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湾岸市川から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
湾岸千葉から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
千葉北から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
四街道から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
佐倉から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
酒々井から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
富里から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
成田から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
大栄から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—

東関東自動車道水戸線と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湾岸市川から寒川南まで	90	80	70	60	—
湾岸市川から寒川北まで	120	140	110	90	90
湾岸市川から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
湾岸市川から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から相模原まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から高尾山まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から八王子西まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から寒川南まで	90	80	70	60	—
湾岸千葉から寒川北まで	120	140	110	90	90
湾岸千葉から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から相模原まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から高尾山まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から八王子西まで	150	150	150	150	150
千葉北から寒川南まで	90	80	70	60	—
千葉北から寒川北まで	120	140	110	90	90
千葉北から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
千葉北から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
千葉北から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
千葉北から相模原まで	150	150	150	150	150
千葉北から高尾山まで	150	150	150	150	150
千葉北から八王子西まで	150	150	150	150	150
四街道から寒川南まで	90	80	70	60	—
四街道から寒川北まで	120	140	110	90	90
四街道から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
四街道から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
四街道から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
四街道から相模原まで	150	150	150	150	150
四街道から高尾山まで	150	150	150	150	150
四街道から八王子西まで	150	150	150	150	150
佐倉から寒川南まで	90	80	70	60	—
佐倉から寒川北まで	120	140	110	90	90
佐倉から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
佐倉から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
佐倉から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
佐倉から相模原まで	150	150	150	150	150

佐倉から高尾山まで	150	150	150	150	150
佐倉から八王子西まで	150	150	150	150	150
酒々井から寒川南まで	90	80	70	60	—
酒々井から寒川北まで	120	140	110	90	90
酒々井から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
酒々井から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
酒々井から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
酒々井から相模原まで	150	150	150	150	150
酒々井から高尾山まで	150	150	150	150	150
酒々井から八王子西まで	150	150	150	150	150
富里から寒川南まで	90	80	70	60	—
富里から寒川北まで	120	140	110	90	90
富里から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
富里から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
富里から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
富里から相模原まで	150	150	150	150	150
富里から高尾山まで	150	150	150	150	150
富里から八王子西まで	150	150	150	150	150
成田から寒川南まで	90	80	70	60	—
成田から寒川北まで	120	140	110	90	90
成田から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
成田から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
成田から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
成田から相模原まで	150	150	150	150	150
成田から高尾山まで	150	150	150	150	150
成田から八王子西まで	150	150	150	150	150
大栄から寒川南まで	90	80	70	60	—
大栄から寒川北まで	120	140	110	90	90
大栄から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
大栄から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
大栄から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
大栄から相模原まで	150	150	150	150	150
大栄から高尾山まで	150	150	150	150	150
大栄から八王子西まで	150	150	150	150	150

東関東自動車道水戸線と第一東海自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湾岸市川から海老名まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から海老名まで	150	150	150	150	150
千葉北から海老名まで	150	150	150	150	150
四街道から海老名まで	150	150	150	150	150
佐倉から海老名まで	150	150	150	150	150
酒々井から海老名まで	150	150	150	150	150
富里から海老名まで	150	150	150	150	150
成田から海老名まで	150	150	150	150	150
大栄から海老名まで	150	150	150	150	150

成田国際空港線と新湘南バイパスのインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新空港から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—

成田国際空港線と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新空港から寒川南まで	90	80	70	60	—
新空港から寒川北まで	120	140	110	90	90
新空港から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
新空港から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
新空港から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
新空港から相模原まで	150	150	150	150	150
新空港から高尾山まで	150	150	150	150	150
新空港から八王子西まで	150	150	150	150	150

成田国際空港線と第一東海自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新空港から海老名まで	150	150	150	150	150

中央自動車道富士吉田線と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸から寒川北まで	30	—	—	—	—
高井戸から圏央厚木まで	100	50	—	—	—
高井戸から厚木PAスマートまで	110	70	20	—	—
高井戸から相模原愛川まで	150	110	70	—	—
高井戸から相模原まで	230	210	190	160	50
高井戸から高尾山まで	250	260	280	260	220
高井戸から八王子西まで	260	230	260	220	180
調布から圏央厚木まで	50	10	—	—	—
調布から厚木PAスマートまで	60	30	—	—	—
調布から相模原愛川まで	100	70	40	—	—
調布から相模原まで	180	170	160	80	—
調布から高尾山まで	200	220	250	180	110
調布から八王子西まで	210	190	230	140	70
府中スマートから相模原愛川まで	10	—	—	—	—
府中スマートから相模原まで	90	60	30	—	—
府中スマートから高尾山まで	110	110	120	100	60
府中スマートから八王子西まで	120	80	100	60	20
国立府中から相模原まで	60	50	20	—	—
国立府中から高尾山まで	80	100	110	100	60
国立府中から八王子西まで	90	70	90	60	20
八王子から寒川北まで	30	—	—	—	—
八王子から圏央厚木まで	100	50	—	—	—
八王子から厚木PAスマートまで	110	70	20	—	—
八王子から相模原愛川まで	150	110	70	—	—
八王子から相模原まで	230	210	190	160	50
八王子から高尾山まで	250	260	280	260	220
八王子から八王子西まで	260	230	260	220	180
元八王子から相模原まで	80	60	40	10	—
元八王子から高尾山まで	100	110	130	110	70
元八王子から八王子西まで	110	80	110	70	30
相模湖から相模原まで	80	60	40	10	—
相模湖から高尾山まで	100	110	130	110	70
相模湖から八王子西まで	110	80	110	70	30

中央自動車道富士吉田線と第一東海自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸から海老名まで	60	—	—	—	—
調布から海老名まで	10	—	—	—	—
八王子から海老名まで	60	—	—	—	—

中央自動車道富士吉田線と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸からあきる野まで	180	200	160	140	10
高井戸から日の出まで	190	160	120	90	—
高井戸から青梅まで	100	80	—	—	—
高井戸から入間まで	70	20	—	—	—
高井戸から狭山日高まで	10	—	—	—	—
高井戸から境古河まで	30	—	—	—	—
高井戸から坂東まで	70	10	—	—	—
高井戸から常総まで	110	60	10	—	—
高井戸からつくば中央まで	160	120	90	10	—
高井戸からつくば牛久まで	180	150	130	60	—
高井戸から牛久阿見まで	210	190	160	110	90
高井戸から阿見東まで	230	220	210	170	100
高井戸から稲敷まで	260	260	250	220	230
高井戸から稲敷東まで	290	290	290	270	300
高井戸から神崎まで	300	300	300	300	300
高井戸から下総まで	300	300	300	300	300
高井戸から(主)成田小見川鹿島港線まで	300	300	300	300	300
高井戸から国道296号まで	300	300	300	300	300
高井戸から松尾横芝まで	300	300	300	300	300
調布からあきる野まで	130	160	130	60	—
調布から日の出まで	140	120	90	10	—
調布から青梅まで	50	40	—	—	—
調布から入間まで	20	—	—	—	—
調布から坂東まで	20	—	—	—	—
調布から常総まで	60	20	—	—	—
調布からつくば中央まで	110	80	60	—	—
調布からつくば牛久まで	130	110	100	—	—
調布から牛久阿見まで	160	150	130	30	—
調布から阿見東まで	180	180	180	90	—
調布から稲敷まで	210	220	220	140	120
調布から稲敷東まで	240	250	260	190	190
調布から神崎まで	250	260	270	220	190
調布から下総まで	250	260	270	220	190
調布から(主)成田小見川鹿島港線まで	250	260	270	220	190
調布から国道296号まで	250	260	270	220	190
調布から松尾横芝まで	250	260	270	220	190
府中スマートからあきる野まで	40	50	—	—	—
府中スマートから日の出まで	50	10	—	—	—
府中スマートからつくば中央まで	20	—	—	—	—
府中スマートからつくば牛久まで	40	—	—	—	—
府中スマートから牛久阿見まで	70	40	—	—	—
府中スマートから阿見東まで	90	70	50	10	—
府中スマートから稲敷まで	120	110	90	60	70
府中スマートから稲敷東まで	150	140	130	110	140
府中スマートから神崎まで	160	150	140	140	140
府中スマートから下総まで	160	150	140	140	140
府中スマートから(主)成田小見川鹿島港線まで	160	150	140	140	140
府中スマートから国道296号まで	160	150	140	140	140
府中スマートから松尾横芝まで	160	150	140	140	140

国立府中からあきる野まで	10	40	—	—	—
国立府中から日の出まで	20	—	—	—	—
国立府中からつくば牛久まで	10	—	—	—	—
国立府中から牛久阿見まで	40	30	—	—	—
国立府中から阿見東まで	60	60	40	10	—
国立府中から稲敷まで	90	100	80	60	70
国立府中から稲敷東まで	120	130	120	110	140
国立府中から神崎まで	130	140	130	140	140
国立府中から下総まで	130	140	130	140	140
国立府中から(主)成田小見川鹿島港線まで	130	140	130	140	140
国立府中から国道296号まで	130	140	130	140	140
国立府中から松尾横芝まで	130	140	130	140	140
八王子からあきる野まで	180	200	160	140	10
八王子から日の出まで	190	160	120	90	—
八王子から青梅まで	100	80	—	—	—
八王子から入間まで	70	20	—	—	—
八王子から狭山日高まで	10	—	—	—	—
八王子から境古河まで	30	—	—	—	—
八王子から坂東まで	70	10	—	—	—
八王子から常総まで	110	60	10	—	—
八王子からつくば中央まで	160	120	90	10	—
八王子からつくば牛久まで	180	150	130	60	—
八王子から牛久阿見まで	210	190	160	110	90
八王子から阿見東まで	230	220	210	170	100
八王子から稲敷まで	260	260	250	220	230
八王子から稲敷東まで	290	290	290	270	300
八王子から神崎まで	300	300	300	300	300
八王子から下総まで	300	300	300	300	300
八王子から(主)成田小見川鹿島港線まで	300	300	300	300	300
八王子から国道296号まで	300	300	300	300	300
八王子から松尾横芝まで	300	300	300	300	300
元八王子からあきる野まで	30	50	10	—	—
元八王子から日の出まで	40	10	—	—	—
元八王子からつくば中央まで	10	—	—	—	—
元八王子からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
元八王子から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
元八王子から阿見東まで	80	70	60	20	—
元八王子から稲敷まで	110	110	100	70	80
元八王子から稲敷東まで	140	140	140	120	150
元八王子から神崎まで	150	150	150	150	150
元八王子から下総まで	150	150	150	150	150
元八王子から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
元八王子から国道296号まで	150	150	150	150	150
元八王子から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
相模湖からあきる野まで	30	50	10	—	—
相模湖から日の出まで	40	10	—	—	—
相模湖からつくば中央まで	10	—	—	—	—
相模湖からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
相模湖から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
相模湖から阿見東まで	80	70	60	20	—

相模湖から稲敷まで	110	110	100	70	80
相模湖から稲敷東まで	140	140	140	120	150
相模湖から神崎まで	150	150	150	150	150
相模湖から下総まで	150	150	150	150	150
相模湖から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
相模湖から国道296号まで	150	150	150	150	150
相模湖から松尾横芝まで	150	150	150	150	150

第一東海自動車道と新湘南バイパスのインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東京から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
東名JCTから茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
東名川崎から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
横浜青葉から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
横浜町田から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
綾瀬スマートから茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
海老名から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—
厚木から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—

第一東海自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東京から寒川南まで	90	80	70	60	—
東京から寒川北まで	120	140	110	90	90
東京から圏央厚木まで	120	100	80	50	10
東京から厚木PASスマートまで	90	80	70	40	—
東京から相模原愛川まで	50	10	30	—	—
東名JCTから寒川南まで	90	80	70	60	—
東名JCTから寒川北まで	120	140	110	90	90
東名JCTから圏央厚木まで	120	100	80	50	10
東名JCTから厚木PASスマートまで	90	80	70	40	—
東名JCTから相模原愛川まで	50	10	30	—	—
東名川崎から寒川南まで	90	80	70	60	—
東名川崎から寒川北まで	120	140	110	90	90
東名川崎から圏央厚木まで	120	100	80	50	10
東名川崎から厚木PASスマートまで	90	80	70	40	—
東名川崎から相模原愛川まで	50	10	30	—	—
横浜青葉から寒川南まで	90	80	70	60	—
横浜青葉から寒川北まで	120	140	110	90	90
横浜青葉から圏央厚木まで	120	100	80	50	10
横浜青葉から厚木PASスマートまで	90	80	70	40	—
横浜青葉から相模原愛川まで	50	10	30	—	—
横浜町田から寒川南まで	90	80	70	60	—
横浜町田から寒川北まで	120	140	110	90	90
横浜町田から圏央厚木まで	120	100	80	50	10
横浜町田から厚木PASスマートまで	90	80	70	40	—
横浜町田から相模原愛川まで	50	10	30	—	—
綾瀬スマートから寒川南まで	90	80	70	60	—
綾瀬スマートから寒川北まで	120	140	110	90	90
綾瀬スマートから圏央厚木まで	120	100	80	50	10
綾瀬スマートから厚木PASスマートまで	90	80	70	40	—
綾瀬スマートから相模原愛川まで	50	10	30	—	—
海老名から寒川南まで	90	80	70	60	—
海老名から寒川北まで	120	140	110	90	90

厚木から寒川南まで	90	80	70	60	—
厚木から寒川北まで	120	140	110	90	90
厚木から圏央厚木まで	120	100	80	50	10
厚木から厚木PAスマートまで	90	80	70	40	—
厚木から相模原愛川まで	50	10	30	—	—

第一東海自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東京からつくば中央まで	10	—	—	—	—
東京からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
東京から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
東京から阿見東まで	80	60	50	10	10
東京から稲敷まで	110	100	90	60	40
東京から稲敷東まで	140	140	130	120	150
東京から神崎まで	150	150	150	150	150
東京から下総まで	150	150	150	150	150
東京から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
東京から国道296号まで	150	150	150	150	150
東京から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
東名JCTからつくば中央まで	10	—	—	—	—
東名JCTからつくば牛久まで	30	—	—	—	—
東名JCTから牛久阿見まで	60	40	10	—	—
東名JCTから阿見東まで	80	60	50	10	10
東名JCTから稲敷まで	110	100	90	60	40
東名JCTから稲敷東まで	140	140	130	120	150
東名JCTから神崎まで	150	150	150	150	150
東名JCTから下総まで	150	150	150	150	150
東名JCTから(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
東名JCTから国道296号まで	150	150	150	150	150
東名JCTから松尾横芝まで	150	150	150	150	150
東名川崎からつくば中央まで	10	—	—	—	—
東名川崎からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
東名川崎から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
東名川崎から阿見東まで	80	60	50	10	10
東名川崎から稲敷まで	110	100	90	60	40
東名川崎から稲敷東まで	140	140	130	120	150
東名川崎から神崎まで	150	150	150	150	150
東名川崎から下総まで	150	150	150	150	150
東名川崎から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
東名川崎から国道296号まで	150	150	150	150	150
東名川崎から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
横浜青葉からつくば中央まで	10	—	—	—	—
横浜青葉からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
横浜青葉から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
横浜青葉から阿見東まで	80	60	50	10	10
横浜青葉から稲敷まで	110	100	90	60	40
横浜青葉から稲敷東まで	140	140	130	120	150
横浜青葉から神崎まで	150	150	150	150	150
横浜青葉から下総まで	150	150	150	150	150
横浜青葉から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
横浜青葉から国道296号まで	150	150	150	150	150
横浜青葉から松尾横芝まで	150	150	150	150	150

横浜町田からつくば中央まで	10	—	—	—	—
横浜町田からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
横浜町田から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
横浜町田から阿見東まで	80	60	50	10	10
横浜町田から稲敷まで	110	100	90	60	40
横浜町田から稲敷東まで	140	140	130	120	150
横浜町田から神崎まで	150	150	150	150	150
横浜町田から下総まで	150	150	150	150	150
横浜町田から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
横浜町田から国道296号まで	150	150	150	150	150
横浜町田から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートからつくば中央まで	10	—	—	—	—
綾瀬スマートからつくば牛久まで	30	—	—	—	—
綾瀬スマートから牛久阿見まで	60	40	10	—	—
綾瀬スマートから阿見東まで	80	60	50	10	10
綾瀬スマートから稲敷まで	110	100	90	60	40
綾瀬スマートから稲敷東まで	140	140	130	120	150
綾瀬スマートから神崎まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートから下総まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートから(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートから国道296号まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートから松尾横芝まで	150	150	150	150	150
厚木からつくば中央まで	10	—	—	—	—
厚木からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
厚木から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
厚木から阿見東まで	80	60	50	10	10
厚木から稲敷まで	110	100	90	60	40
厚木から稲敷東まで	140	140	130	120	150
厚木から神崎まで	150	150	150	150	150
厚木から下総まで	150	150	150	150	150
厚木から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
厚木から国道296号まで	150	150	150	150	150
厚木から松尾横芝まで	150	150	150	150	150

第二東海自動車道と新湘南バイパスのインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
厚木南から茅ヶ崎西まで	40	—	—	—	—

第二東海自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
厚木南から寒川南まで	90	80	70	60	—
厚木南から寒川北まで	120	140	110	90	90
厚木南から圏央厚木まで	120	100	80	50	10
厚木南から厚木PASスマートまで	90	80	70	40	—
厚木南から相模原愛川まで	50	10	30	—	—

第二東海自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
厚木南からつくば中央まで	10	—	—	—	—
厚木南からつくば牛久まで	30	—	—	—	—
厚木南から牛久阿見まで	60	40	10	—	—
厚木南から阿見東まで	80	60	50	10	10
厚木南から稲敷まで	110	100	90	60	40
厚木南から稲敷東まで	140	140	130	120	150
厚木南から神崎まで	150	150	150	150	150

厚木南から下総まで	150	150	150	150	150
厚木南から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
厚木南から国道296号まで	150	150	150	150	150
厚木南から松尾横芝まで	150	150	150	150	150

新湘南バイパスと首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
茅ヶ崎西から圏央厚木まで	10	—	—	—	—

新湘南バイパスと首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
茅ヶ崎西から稲敷東まで	30	—	—	—	—
茅ヶ崎西から神崎まで	40	—	—	—	—
茅ヶ崎西から下総まで	40	—	—	—	—
茅ヶ崎西から(主)成田小見川鹿島港線まで	40	—	—	—	—
茅ヶ崎西から国道296号まで	40	—	—	—	—
茅ヶ崎西から松尾横芝まで	40	—	—	—	—

首都圏中央連絡自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
寒川南から圏央厚木まで	60	30	—	—	—
寒川南から厚木PASスマートまで	30	10	—	—	—
寒川北から圏央厚木まで	90	90	40	—	—
寒川北から厚木PASスマートまで	60	70	30	—	—
寒川北から相模原愛川まで	20	—	—	—	—

首都圏中央連絡自動車道と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
寒川南から阿見東まで	20	—	—	—	—
寒川南から稲敷まで	50	30	10	—	—
寒川南から稲敷東まで	80	70	50	30	—
寒川南から神崎まで	90	80	70	60	—
寒川南から下総まで	90	80	70	60	—
寒川南から(主)成田小見川鹿島港線まで	90	80	70	60	—
寒川南から国道296号まで	90	80	70	60	—
寒川南から松尾横芝まで	90	80	70	60	—
寒川北から牛久阿見まで	30	30	—	—	—
寒川北から阿見東まで	50	50	10	—	—
寒川北から稲敷まで	80	90	50	—	—
寒川北から稲敷東まで	110	130	90	60	90
寒川北から神崎まで	120	140	110	90	90
寒川北から下総まで	120	140	110	90	90
寒川北から(主)成田小見川鹿島港線まで	120	140	110	90	90
寒川北から国道296号まで	120	140	110	90	90
寒川北から松尾横芝まで	120	140	110	90	90

ハ 適用する期間

平成28年4月1日から中日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑪ ETC2.0割引

イ 割引をする自動車

ETC2.0車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（１）②イ（ロ）及び（ハ）に定める新湘南バイパス、首都圏中央連絡自動車道及び東海環状自動車道の通行料金に適用する。

(口) 東海環状自動車道
軽自動車等

[illegible]

普通車

[illegible]

中型車

[illegible]

大型車

[illegible]

特大車

[illegible]

(注) 供用されていない区間の割引額については、当該区間に係る供用開始の日から適用する。

⑫ 特定区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間内において、小田原西インターチェンジ又は荻窪インターチェンジから小田原東インターチェンジまでの区間のみを通行する自動車。

ロ 割引額

A区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	100	100	150	250

⑬ 高速国道との連続利用割引

イ 割引をする自動車

伊勢湾岸道路を全線利用し、かつ、当該道路と接続する高速国道を連続して利用する自動車。

ロ 割引額

伊勢湾岸道路の全線料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	150	150	250	350

⑭ ETC短区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間内において、小田原東インターチェンジから大磯インターチェンジまでの区間内を通行するETC車又は同道路のB区間内において大磯インターチェンジから平塚インターチェンジまでの区間のみを通行するETC車。

ロ 割引額

A区間又はB区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	50	50	50	100	150

⑮ 障害者割引

イ 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、中日本高速道路株式会社が別に定めるものについては、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は５０パーセント以下とする。

⑯ 乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添１－１に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第２１条第２号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね８０パーセント以上に停車する自動車で、かつ、ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率

割引率は３０パーセントとする。

⑰ 二輪車定率割引

イ 割引をする自動車

ハに定める期間のうち休日の１日間（ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成１０年厚生省令第９９号）第１条第１５号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、中日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）に、対距離制区間、区間料金制区間及び一般有料道路を、ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車のうち、軽自動車等（ただし、別添１－１若しくは別添１－２に掲げる自動車の種類がイ（ただし、二輪自動車に限る。）又はハで、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

ただし、本割引の適用は、各インターチェンジ相互間の１回の通行のキロ程が８０キロメートルを超える場合に限るものとし、各インターチェンジ相互間のキロ程は、別添３、別添５及び別添８のキロ程により算出するものとする。インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合のキロ程は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程を適用する。

なお、次表に掲げる場合（二以上の場合に該当するときを含む。）は、それぞれの通行に係るキロ程を合算して算出する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に区間料金制区間、新湘南バイパス、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。
第一東海自動車道と東富士五湖道路を、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと東富士五湖道路の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中部横断自動車道を富沢インターチェンジと六郷インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東海北陸自動車道と安房峠道路を、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中央自動車道西宮線又は第一東海自動車道と近畿自動車道名古屋亀山線を中央自動車道

西宮線又は第一東海自動車道の小牧インターチェンジと近畿自動車道名古屋亀山線の楠ジャンクションを経由し連続して通行する場合。

中央自動車道西宮線と近畿自動車道名古屋亀山線を中央自動車道西宮線の一宮インターチェンジと近畿自動車道名古屋亀山線の清洲ジャンクションを経由し連続して通行する場合。

ロ 割引率等

割引率は37.5パーセントとし、対距離制区間、区間料金制区間及び一般有料道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、区間料金制区間及び一般有料道路の別（ただし、対距離制区間及び一般有料道路を連続して通行する場合は、甲インターチェンジと乙インターチェンジのインターチェンジ相互間の料金の額。）により算出し、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

また、1.（1）④に定める料金算定の特例を適用する場合は、料金算定の特例を適用した額に本割引を適用する。

ハ 実施する期間

令和7年4月5日から同年11月30日まで。

⑱ 深夜割引（マイレージ登録）

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前5時までの間（以下「深夜割引時間帯」という。）に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行経路に基づく距離（以下「走行距離」という。）及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（率を算出するための距離は、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程、別添5に定める一般有料道路等のキロ程、別添8に定める二輪車定率割引で用いるキロ程及び中日本高速道路株式会社が別に定めるキロ程（以下「深夜割引キロ程」という。）を用いるものとする。以下⑲から㉑まで同じ。ただし、別添6のうち西湘バイパス及び小田原厚木道路（以下「距離対象外区間」という。）は70パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額（それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「深夜割引後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、10円を下限とする。）を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$100 - (L1 \div L2 \times W)$ （単位：パーセント）

（注）上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（深夜割引時間帯毎の走行距離は、中日本高速道路株式会社が深夜割引キロ程に記載するインターチェンジ等を通過した記録等を用いて深夜割引時間帯に走行したものと推計した距離とする。ただし、大型車及び特大車（別添1-1に掲げる自動車の種類がル及びタ、別添1-2に掲げる自動車の種類がヌ及びカを除く。）（以下「大型貨物自動車等」という。）は走行1時間あたり90キロメートルまでの距離（以下「上限距離（大型貨物等）」という。）、大型貨物自動車等以外の自動車は走行1時間あたり105キロメートルまでの距離（以下「上限距離（大型貨物等以外）」という。）とし、深夜割引時間帯の走行時間が4時間を超える場合は、大型貨物自動車等は上限距離（大型貨物等）360キロメートルを下限として上限距離（大型貨物等）から45キロメートルを、大型貨物自動車等以外の自動車は上限距離（大型貨物等以外）420キロメートルを下限として上限距離（大型貨物等以外）から52.5キロメートルを深夜割引時間帯毎に減じるものとする。以下同じ。）（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑱ 深夜割引（コーポレート契約）

イ 割引をする自動車

⑫イに掲げる自動車のうち、深夜割引時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（ただし、距離対象外区間は70パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。（ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。）

$$100 - (L1 \div L2 \times W) \quad (\text{単位：パーセント})$$

（注）上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

⑳ 深夜割引（マイレージ登録）経過措置

イ 割引をする自動車

⑬イに掲げる自動車のうち、次の（イ）又は（ロ）のいずれかの要件に該当する自動車。

（イ）午後10時から1時間を経過するまでの間（以下「経過措置時間帯」という。）に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を流出する自動車（ただし、距離対象外区間においては通行料金の請求を受ける料金所のみを通行する場合は、当該自動車。以下⑳において同じ。）。

（ロ）走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率（ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額（それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「経過措置後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、10円を下限とする。）を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

（イ） イ（イ）のみの要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2 \quad (\text{単位：パーセント})$$

（注）上記式においてL1、L'1、L2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L'1：経過措置時間帯の走行距離（複数の深夜割引時間帯を跨ぎ走行した場合には、最終の経過措置時間帯の走行距離とする。以下同じ。）（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

W'：20

（ロ） イ（ロ）のみの要件に該当する自動車

$$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2 \quad (\text{単位：パーセント})$$

ただし、上記式により算出した率が100-Wを下回る場合は100-Wとする。

（注）上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W : 30

(ハ) イ(イ)かつイ(ロ)の要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2 \text{ (単位: パーセント)}$$

ただし、上記式により算出した率が100-W'2を下回る場合は100-W'2とする。

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位: キロメートル)

L'1 : 経過措置時間帯の走行距離 (単位: キロメートル)

L2 : 走行距離 (単位: キロメートル)

W : 30

W'1 : 20

W'2 : L1とL'1が同一である場合は20、L1がL'1より大きい場合は30

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

② 深夜割引(コーポレート契約)経過措置

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件に該当する自動車。

(イ) 経過措置時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を流出する自動車。

(ロ) 走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率(ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。)を対距離制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。(ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。)

(イ) イ(イ)のみの要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位: キロメートル)

L'1 : 経過措置時間帯の走行距離 (単位: キロメートル)

L2 : 走行距離 (単位: キロメートル)

W : 30

W' : 20

(ロ) イ(ロ)のみの要件に該当する自動車

$$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2 \text{ (単位: パーセント)}$$

ただし、上記式により算出した率が100-Wを下回る場合は100-Wとする。

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位: キロメートル)

L2 : 走行距離 (単位: キロメートル)

W : 30

(ハ) イ(イ)かつイ(ロ)の要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2 \text{ (単位: パーセント)}$$

ただし、上記式により算出した率が、100-W'2を下回る場合は100-W'2とする。

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数

値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位: キロメートル)

L'1 : 経過措置時間帯の走行距離 (単位: キロメートル)

L2 : 走行距離 (単位: キロメートル)

W : 30

W'1 : 20

W'2 : L1 と L'1 が同一である場合は 20、L1 が L'1 より大きい場合は 30

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

② 割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から③まで及び⑥から⑪までに定める割引相互間の重複適用関係は別添 7 のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添 7 において重複適用無しと定めた割引のうち 2 以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ⑬及び⑳の割引相互間における重複適用関係

⑬と⑳の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑬は適用しないものとする。

ニ ⑪及び㉑の割引相互間における重複適用関係

⑪と㉑の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑪は適用しないものとする。

ホ ④と①、③、⑥、⑧から⑮まで、⑰、⑱又は㉒の割引相互間における重複適用関係

(イ) ④と①、⑧又は⑫から⑭までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

(ロ) ④と③、⑥、⑨から⑪まで、⑮、⑰、⑱又は㉒の割引適用要件に該当する自動車の場合、④の割引は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$A - B$

(注) 上記式において、A、B は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A : ⑨、⑩又は⑪の割引を適用した額

B : ④ロの (イ) から (ハ) により算出した額

ヘ ⑤と②、③、⑥、⑧から⑭まで、⑯、⑰又は㉑の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑤と⑧又は⑫から⑭までの割引適用要件に該当する自動車の場合、⑧又は⑫から⑭までの割引適用後に、⑤の割引を適用する。

(ロ) ⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$A - (A - B) \times 2$

(注) 上記式において、A、B は、それぞれ次の値を表すものとする。

A : (1) に定める料金の額 (ただし、⑨又は⑩の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引を適用した額とする。)

B : 月間適用回数 (コーポレート契約) が 10 回以上の場合における、⑤ロの (イ) から (ハ) で算出した料金の額

(ハ) ⑤と⑯の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑯の割引を適用する。

(ニ) ⑤と③又は、⑥、⑰又は㉑の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

(ホ) ⑤と⑨から⑪までの割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ト ⑱又は㉒と①、⑥から⑮まで又は⑰の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑱又は㉒と①、⑦イのうち表中 3 に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。なお、⑦イのうち表中 3 に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までについては、⑦イのうち表中 3 に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までの割引適用後に、⑱又は㉒の割引を適用する。

- (ロ) ⑮又は⑳と⑥、⑦イのうち表中３を除くもの、⑨から⑪まで、⑮又は⑰の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑮又は⑳は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$A - B$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A：⑥、⑦イのうち表中３を除くもの、⑨、⑩又は⑪の割引を適用した額

B：深夜割引後の料金の額又は経過措置後の料金の額

チ ⑰又は㉑と②、⑥から⑭まで又は⑯の割引相互間における重複適用関係

- (イ) ⑰又は㉑と⑦イのうち表中３に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。なお、⑦イのうち表中３に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までについては、⑦イのうち表中３に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までの割引適用後に、⑰又は㉑の割引を適用する。

- (ロ) ⑰又は㉑と②又は⑯は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑰又は㉑の割引適用後に、②又は⑯の割引を適用する。

- (ハ) ⑰又は㉑と⑥、⑦イのうち表中３を除くもの、⑨、⑩又は⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

㉓ 中央自動車道富士吉田線等の料金算定の特例

中央自動車道富士吉田線の国立府中インターチェンジから八王子ジャンクションまでの間が介在する場合の対距離制区間のうち、平成２８年３月３１日以前に供用されている区間について、１．（１）①（（ハ）ニ）Ｂを除く。）に定める方法で、かつ③又は⑥に定める方法により算出した平成２８年４月１日時点の割引適用後の額が、平成２８年３月３１日時点の割引適用後の料金の額を超える場合には、平成２８年３月３１日時点の割引の額を適用するものとする。ただし、１．（１）①（ハ）ニ）Ｂ（Ａ）による措置が適用される場合に限る。

②④ 企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(4) ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

① ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合に適用する料金の額及び割引制度は、(1)に定める方法により算出したETC車以外の自動車に適用する料金の額及び(2)に定める割引制度のうちETC車以外の自動車に適用する割引制度とする。

②①の料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間は、事前に届け出るものとする。

(5) 中日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道の対距離制区間を連続して通行する場合の料金の額は、(1)①イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また、(1)①ロ(イ)又は②イ(ロ)について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(6) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から令和5年3月22日までとする。

別添 1 - 1

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 2 6 法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第 3 条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第 3 条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第 3 条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が 1 0 人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が 1 のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で 3 車軸以下）	法第 3 条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で車軸数が 3 以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2 車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下で車両総重量 8 トン未満）	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が 2 9 人以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で 3 車軸以下及び車両総重量 2 5 トン以下で 4 車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で車軸数が 3 以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項に定める限度以下で、車軸数が 4 のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3 車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 2 1 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 2 9 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2 車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2 車軸）と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
特大型車	ワ 普通貨物自動車（4 車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

別添 1 - 2

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のもの
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のもの
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヌ又はルに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路 線 名	区 間
第一東海自動車道	東京インターチェンジから 厚木インターチェンジまで
第二東海自動車道 横浜名古屋線	海老名南ジャンクションから 厚木南インターチェンジまで
中央自動車道富士吉田線	高井戸インターチェンジから 八王子インターチェンジまで
	東名ジャンクションから 中央ジャンクションまで

別添3 インターチェンジ相互間のキロ程（単位：キロメートル）

中央自動車道富士吉田線（高井戸・河口湖間）

[illegible]

中央自動車道西宮線（大月ジャンクション・小牧ジャンクション間）

大月 ジャンクション	勝沼	御坂	一宮	笛吹八代	甲府南	甲府中央	昭和	双葉	双葉 ジャンクション	韭崎	須玉	長坂	小淵沢	諏訪南	諏訪	諏訪湖	諏訪湖 ジャンクション	岡谷	伊北	伊那	小黒川	駒ヶ根	駒ヶ岳	スマート	松川	座光寺	飯田	飯田山本																								
																													6.2	10.2	15.5	17.8	23.1	28.1	29.8	34.3	41.3	50.0	58.2	70.8	81.9	87.9	92.0	105.9	115.4	118.3	130.5	133.8	145.9	154.5	161.4	166.6
																													24.9	28.9	34.2	36.5	41.8	46.8	48.5	53.0	60.0	68.7	76.9	89.5	100.6	106.6	110.7	124.6	134.1	137.0	149.2	152.5	164.6	173.2	180.1	185.3
																													4.0	9.3	11.6	16.9	21.9	23.6	28.1	35.1	43.8	52.0	64.6	75.7	81.7	85.8	99.7	109.2	112.1	124.3	127.6	139.7	148.3	155.2	160.4	
																													5.3	7.6	12.9	17.9	19.6	24.1	31.1	39.8	48.0	60.6	71.7	77.7	81.8	95.7	105.2	108.1	120.3	123.6	135.7	144.3	151.2	156.4		
																													2.3	7.6	12.6	14.3	18.8	25.8	34.5	42.7	55.3	66.4	72.4	76.5	90.4	99.9	102.8	115.0	118.3	130.4	139.0	145.9	151.1			
																													5.0	6.7	11.2	18.2	26.9	35.1	47.7	58.8	64.8	68.9	82.8	92.3	95.2	107.4	110.7	122.8	131.4	138.3	143.5					
																													1.7	6.2	13.2	21.9	30.1	42.7	53.8	59.8	63.9	77.8	87.3	90.2	102.4	105.7	117.8	126.4	133.3	138.5						
																													12.0	16.5	23.5	32.2	40.4	53.0	64.1	70.1	74.2	88.1	97.6	100.5	112.7	116.0	128.1	136.7	143.6	148.8						
																													10.3	12.0	16.5	24.1	31.1	39.8	48.0	60.6	71.7	77.7	81.8	95.7	105.2	108.1	120.3	123.6	135.7	144.3	151.2	156.4				
10.2	15.5	17.8	23.1	28.1	29.8	34.3	41.3	50.0	58.2	70.8	81.9	87.9	92.0	105.9	115.4	118.3	130.5	133.8	145.9	154.5	161.4	166.6																														
28.9	34.2	36.5	41.8	46.8	48.5	53.0	60.0	68.7	76.9	89.5	100.6	106.6	110.7	124.6	134.1	137.0	149.2	152.5	164.6	173.2	180.1	185.3																														
6.2	10.2	15.5	17.8	23.1	28.1	29.8	34.3	41.3	50.0	58.2	70.8	81.9	87.9	92.0	105.9	115.4	118.3	130.5	133.8	145.9	154.5	161.4	166.6																													
24.9	28.9	34.2	36.5	41.8	46.8	48.5	53.0	60.0	68.7	76.9	89.5	100.6	106.6	110.7	124.6	134.1	137.0	149.2	152.5	164.6	173.2	180.1	185.3																													
4.0	9.3	11.6	16.9	21.9	23.6	28.1	35.1	43.8	52.0	64.6	75.7	81.7	85.8	99.7	109.2	112.1	124.3	127.6	139.7	148.3	155.2	160.4																														
5.3	7.6	12.9	17.9	19.6	24.1	31.1	39.8	48.0	60.6	71.7	77.7	81.8	95.7	105.2	108.1	120.3	123.6	135.7	144.3	151.2	156.4																															
2.3	7.6	12.6	14.3	18.8	25.8	34.5	42.7	55.3	66.4	72.4	76.5	90.4	99.9	102.8	115.0	118.3	130.4	139.0	145.9	151.1																																
5.0	6.7	11.2	18.2	26.9	35.1	47.7	58.8	64.8	68.9	82.8	92.3	95.2	107.4	110.7	122.8	131.4	138.3	143.5																																		
1.7	6.2	13.2	21.9	30.1	42.7	53.8	59.8	63.9	77.8	87.3	90.2	102.4	105.7	117.8	126.4	133.3	138.5																																			
12.0	16.5	23.5	32.2	40.4	53.0	64.1	70.1																																													

[illegible]

中央自動車道西宮線（小牧・八日市間）

[illegible]

中央自動車道長野線（岡谷ジャンクション・安曇野間）

									安曇野
								梓川	
							スマート	3.7	
						松本		3.6	7.3
					松本				
				塩尻北	ジャンクशन	3.2	6.8	10.5	
			塩尻		5.0	8.2	11.8	15.5	
		岡谷		6.7	11.7	14.9	18.5	22.2	
			7.2	13.9	18.9	22.1	25.7	29.4	
岡谷									
ジャンクशन	3.7	10.9	17.6	22.6	25.8	29.4	33.1		

第一東海自動車道（東京・小牧間）

東京	ジェンクシオン	東名	川崎	青葉	横浜 町田	綾瀬 スマート	海老名 ジェンクシオン	海老名	海老名南 ジェンクシオン	厚木 ジェンクシオン	伊勢原 ジェンクシオン	中井	秦野	大井 松田	足柄 スマート	御殿場 スマート	御殿場 ジェンクシオン	駒門 スマート	裾野	沼津 スマート	愛鷹 スマート	富士 スマート	富士川 スマート	清水 ジェンクシオン	清水	日本平 久能山スマート	静岡	焼津	大井川焼津 藤枝スマート	吉田	相良 牧之原	11.0
																																11.0
																																15.2
																																23.0
																																34.8
																																37.8
																																48.8
																																50.2
																																69.1
																																75.1
																																90.7
																																93.3
																																102.8
																																105.8
																																108.3
																																112.9
																																115.5
																																138.7
																																146.5
	156.4																															
161.6																																
164.2																																
167.7																																
176.9																																
183.3																																
189.0																																
194.8																																
196.6																																

東海北陸自動車道（一宮ジャンクション・小矢部砺波ジャンクション間）

[illegible]

第二東海自動車道横浜名古屋線（海老名南ジャンクション・東海間）

[illegible]

[illegible]

中部横断自動車道（新清水ジャンクション・富沢間、六郷・双葉ジャンクション間）

[illegible]

北陸自動車道（朝日・米原ジャンクション間）

朝日	入善	黒部	魚津	滑川	上市	立山	流杉	富山	富山西	小杉	高岡砺波	砺波	小矢部	小矢部砺波 ジャンクション	金沢 森本	金沢東	金沢西	白山	徳光	美川	能美根上	小松	安宅		片山津
																							スマート	スマート	4.0
																							4.6	8.6	
																							10.7	14.7	
																							15.6	19.6	
																							20.0	24.0	
																							25.2	29.2	
																							27.8	31.8	
																							35.5	39.5	
																							38.7	42.7	
48.5	53.1	57.1																							
58.6	62.6																								
62.5	66.5																								
68.4	72.4																								
76.8	80.8																								
86.0																									
89.4	93.4																								
96.0	100.0																								
105.7																									
109.9																									
113.8																									
118.0																									
123.1																									
128.7																									
137.2																									
141.4																									

[illegible]

近畿自動車道名古屋亀山線（名古屋西・亀山南ジャンクション間）

										伊勢関	芸濃
										亀山	
										亀山P A	—
										亀山ジャンクション・スマート	1.1
										鈴鹿	8.8
										亀山東	5.2
										四日市	6.3
										四日市	5.1
										四日市東	10.3
										桑名	11.4
										桑名	9.6
										桑名東	14.7
										大山田	19.9
										PAスマート	21.0
										長島	27.4
										弥富	2.5
										蟹江	8.9
										名古屋西	18.5
										名古屋西	23.6
										名古屋西	28.8
										名古屋西	29.9
										名古屋西	28.5
										名古屋西	29.6
										名古屋西	34.8
										名古屋西	35.9
										名古屋西	36.1
										名古屋西	37.2
										名古屋西	34.2
										名古屋西	39.4
										名古屋西	40.5
										名古屋西	37.9
										名古屋西	43.1
										名古屋西	44.2
										名古屋西	48.4
										名古屋西	49.5
										名古屋西	46.9
										名古屋西	52.1
										名古屋西	53.2

近畿自動車道伊勢線（伊勢関・伊勢間）

[illegible]

近畿自動車道名古屋神戸線（飛島・甲賀土山間）

										甲賀土山												
										亀山ジャンクション・ 亀山東		18.8										
										鈴鹿 ジャンクション		4.8	14.0									
										菰野 PAスマート		6.7	11.5	20.7								
										新四日市 ジャンクション		8.0	14.7	19.5	28.7							
										四日市 ジャンクション		8.2	16.2	22.9	27.7	36.9						
										みえ朝日 みえ川越		4.4	12.6	20.6	27.3	32.1	41.3					
										湾岸桑名 湾岸長島		2.1	6.5	14.7	22.7	29.4	34.2	43.4				
										みえ朝日 みえ川越		6.2	10.6	18.8	26.8	33.5	38.3	47.5				
										湾岸桑名 湾岸長島		1.8	6.2	10.6	18.8	26.8	33.5	38.3	47.5			
										湾岸桑名 湾岸長島		2.5	4.3	10.5	14.9	23.1	31.1	37.8	42.6	51.8		
										湾岸桑名 湾岸長島		4.0	6.5	8.3	14.5	18.9	27.1	35.1	41.8	46.6	55.8	
										湾岸桑名 湾岸長島		5.1	9.1	11.6	13.4	19.6	24.0	32.2	40.2	46.9	51.7	60.9

近畿自動車道尾鷲多気線（紀伊長島・勢和多気間）

			勢和 多気
			大宮 大台
紀伊長島	紀勢 大内山	10.4	23.8
	10.3	20.7	34.1

近畿自動車道敦賀線（小浜・敦賀ジャンクション間）

							敦賀				
							敦賀南 ジャンクション				
							スマート	6.7			
							若狭 美浜	6.3	13.0		
							三方五湖 三方	7.2	13.5	20.2	
							若狭 スマート	2.2	9.4	15.7	22.4
小浜	若狭 上中	7.0	9.2	16.4	22.7	29.4					
	9.6	16.6	18.8	26.0	32.3	39.0					

別添 4

中央自動車道富士吉田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
大月から都留まで	-	-	339.806	-	-

中央自動車道西宮線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
勝沼から一宮御坂まで	242.719	-	291.263	-	-
勝沼から甲府南まで	436.894	-	-	-	-
甲府南から甲府昭和まで	-	-	339.806	436.894	-
甲府昭和から韭崎まで	339.806	-	-	-	-
甲府昭和から須玉まで	485.437	-	-	-	-
韭崎から長坂まで	436.894	-	-	-	-
須玉から長坂まで	291.263	339.806	339.806	485.437	-
長坂から小淵沢まで	291.263	-	339.806	-	-
小淵沢から諏訪南まで	-	436.894	485.437	-	-
諏訪南から諏訪まで	339.806	-	-	-	-
駒ヶ根から松川まで	436.894	-	-	-	-
松川から飯田まで	436.894	-	-	-	-
恵那から瑞浪まで	485.437	-	-	-	-
瑞浪から土岐まで	-	-	242.719	291.263	436.894

中央自動車道西宮線と中央自動車道長野線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
諏訪から岡谷まで	-	-	485.437	-	-

中央自動車道西宮線と北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
彦根から米原まで	291.263	339.806	339.806	-	-

中央自動車道長野線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
松本から安曇野まで	-	-	339.806	-	-
塩尻北から安曇野まで	436.894	-	-	-	-
塩尻北から松本まで	291.263	-	339.806	-	-

塩尻から塩尻北まで	242.719	291.263	291.263	-	-
岡谷から塩尻まで	-	-	339.806	-	-

第一東海自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東京から東名川崎まで	291.263	339.806	-	-	-
東名川崎から横浜町田まで	-	485.437	-	-	-
横浜町田から厚木まで	-	-	619.048	-	-
秦野中井から大井松田まで	-	-	339.806	-	-
沼津から富士まで	485.437	-	-	-	-
焼津から吉田まで	-	-	485.437	-	-
相良牧之原から菊川まで	-	-	-	339.806	485.437
袋井から浜松まで	339.806	388.350	436.894	-	-
浜松から浜松西まで	-	388.350	436.894	-	-
浜松西から三ヶ日まで	339.806	388.350	436.894	-	-
三ヶ日から豊川まで	485.437	-	-	-	-
豊川から音羽蒲郡まで	339.806	-	-	-	-
音羽蒲郡から岡崎まで	388.350	-	-	-	-

北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
朝日から黒部まで	291.263	339.806	339.806	485.437	-
滑川から立山まで	-	-	339.806	-	-
立山から富山まで	-	436.894	485.437	-	-
富山から小杉まで	-	436.894	485.437	-	-
小杉から砺波まで	-	485.437	-	-	-
小杉から小矢部砺波ジャンクションまで	485.437	-	-	-	-
砺波から小矢部砺波ジャンクションまで	-	-	242.719	-	-
小矢部砺波ジャンクションから小矢部まで	-	-	291.263	-	-
金沢東から金沢西まで	-	-	339.806	-	-
金沢西から美川まで	-	-	485.437	-	-
美川から小松まで	339.806	-	-	-	-
小松から片山津まで	291.263	339.806	339.806	-	-
片山津から加賀まで	-	436.894	485.437	-	-
加賀から金津まで	-	-	339.806	-	-
加賀から丸岡まで	485.437	-	-	-	-
金津から丸岡まで	-	388.350	436.894	-	-

丸岡から福井北まで	242.719	291.263	291.263	-	-
丸岡から福井まで	388.350	-	-	-	-
福井北から福井まで	242.719	-	291.263	388.350	-
福井から鯖江まで	339.806	-	-	-	-
鯖江から武生まで	-	-	-	339.806	-
鯖江から今庄まで	485.437	-	-	-	-
武生から今庄まで	-	436.894	485.437	-	-
木之本から長浜まで	-	-	485.437	-	-
長浜から米原まで	291.263	339.806	-	-	-

近畿自動車道名古屋亀山線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
四日市から四日市東まで	242.719	-	291.263	388.350	-
亀山から鈴鹿まで	339.806	-	-	-	-
亀山PAスマートから鈴鹿まで	339.806	-	-	-	-

近畿自動車道伊勢線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
伊勢関から芸濃まで	242.719	-	291.263	388.350	-
芸濃から津まで	291.263	339.806	339.806	-	-
津から久居まで	242.719	-	291.263	388.350	-
津から一志嬉野まで	-	-	485.437	-	-
久居から一志嬉野まで	242.719	-	-	-	-
一志嬉野から松阪まで	-	-	-	388.350	-
勢和多気から玉城まで	-	-	436.894	-	-

別添５ 一般有料道路のキロ程（単位：キロメートル）

伊勢湾岸道路

東海			飛島
	名港潮見	名港中央	2.0
			4.4
		1.7	4.1
			6.1

新湘南バイパス

藤沢			茅ヶ崎	平塚	大磯
			海岸		3.2
			西	—	—
	茅ヶ崎	茅ヶ崎	—	—	—
	中央	ジャンクション	2.1	3.3	8.8
			0.2	2.3	9.0
		5.2	5.4	7.5	8.7
					14.2

首都圏中央連絡自動車道（茅ヶ崎ジャンクション・海老名南ジャンクション間、海老名・あきる野間）

茅ヶ崎			海老名南						あきる野
			ジャンクション						
	寒川南	寒川北	2.8						5.2
			3.2						9.6
		—	5.1	7.9					
海老名			相模原	高尾山	八王子	八王子西			
					ジャンクション		4.4	11.6	17.5
			相模原	5.9	7.9	12.3	21.2	26.4	30.5
			厚木PA	8.9	14.8	16.8	20.9	25.3	31.6
			愛川	13.0	18.9	20.0	22.0	26.4	36.5
			スマート	1.1	5.2	14.1	20.0	26.4	31.6
		4.9	6.0	10.1	19.0	24.9	26.9	31.3	36.5

東海環状自動車道（豊田東ジャンクション・新四日市ジャンクション間）

[illegible]

別添 6

A	伊勢湾岸道路
	東海環状自動車道
B	首都圏中央連絡自動車道（海老名市中新田からあきる野市まで）
C	首都圏中央連絡自動車道（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで）
D	西湘バイパス
	東富士五湖道路
	小田原厚木道路
E	新湘南バイパス（藤沢インターチェンジから茅ヶ崎ジャンクションまでの区間）
F	新湘南バイパス（茅ヶ崎ジャンクションから大磯インターチェンジまでの区間）

別添 7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ															
大口	×	大口														
深夜	○	○	深夜													
休日	○	○	×	休日												
外環	○	○	○	×	外環											
名古屋迂	○	○	○	○	×	名古屋迂										
圏央	○	○	×	×	×	×	圏央									
圏央連続	○	○	×	×	×	×	×	圏央連続								
E 2	○	○	×	×	×	×	×	×	E 2							
特定	○	×	○	○	×	×	×	×	×	特定						
連続	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	連続					
短区間	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	短区間				
障割	○	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○	障割			
路バス	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	路バス		
二輪	○	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	○	×	×	二輪	

(注)「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「外環」、「名古屋迂」、「圏央」、「圏央連続」、「E 2」、「特定」、「連続」、「短区間」、「障割」、「路バス」及び「二輪」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、東京外環自動車道迂回利用割引、名古屋環状2号線等迂回利用割引、首都圏中央連絡自動車道における割引（激変緩和）、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引（激変緩和）、ETC2.0割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、ETC短区間割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引及び二輪車定率割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	高速国道との連続利用割引
2	深夜割引、休日割引、首都圏中央連絡自動車道における割引（激変緩和）、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引（激変緩和）
3	特定区間割引、E T C 短区間割引
4	E T C 2 . 0 割引、障害者割引
5	東京外環自動車道迂回利用割引、名古屋環状 2 号線等迂回利用割引
6	二輪車定率割引
7	乗合型自動車（定期路線）割引
8	マイレージ割引、大口・多頻度割引

別添8 二輪車定率割引で用いるキロ程（単位：キロメートル）

名古屋環狀2号線

[illegible]

西湘バイパス

橘	14.5
石橋	1.4
国府津	8.9

東富士五湖道路

			須走
	富士吉田	山中湖	9.6
富士吉田	忍野スパート	4.0	13.6
	4.4	8.4	18.0

小田原厚木道路

[illegible]